

平成 26 年度

発達障害児者支援開発事業

実施報告書（成果物）

平成 27 年 5 月

大 阪 市

平成 26 年度大阪市発達障がい者就業支援コーディネーター事業報告

< 事業目的 >

大阪市在住の発達障がいがある方（疑い含む）で就労を希望するものの、就職や職場への適応が困難で、二次的障がいを発症した人など、日常生活又は職業人として困難をきたしている人に対し、関係機関とのコーディネートによる医療支援・発達支援・就労支援等を通じて日常生活面の安定から就労に向けた一貫した支援を展開することを目的とする。

< 事業実施内容 >

発達障がいに関する専門知識を有し、かつ、就労支援サービスの提供もできるコーディネーターを大阪市障がい者就業・生活支援センターに配置し、関係機関とのコーディネートによる医療支援・発達支援・就労支援等を通じて日常生活面の安定から就労に向けた一貫した支援を展開する。

1 就労希望者に対する発達支援・就業支援

- ・ 困難事例（うつが悪化で離職など）や障がい受容・特性理解・感情のコントロールなどの基礎的な社会生活スキルの獲得が必要な就労希望者に対し、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）と連携した支援（「こころとからだのワークショップ」）を実施するなど、就職準備のプロセスへの移行を図る取組み。
- ・ 個人特性、就労及び生活歴、現在の状況を把握し、医療機関との連携等を含む手帳取得の支援、職業適性の把握、訓練等福祉サービス利用等を通じた職業スキルの獲得・向上、職場体験実習、職種のマッチング等、本人の特性を踏まえながら関係機関とのコーディネートを通じた就職準備を経て就職をめざす取組み。
- ・ 関係機関や企業と連携した職場定着支援・職場復帰支援の取組み及び仕組みの構築を図る取組み。

2 発達障がい者の地域就労支援

- ・ 就業や就労継続のための生活支援方法に関する、地域関係機関との検討会議の実施や、障がい者就業・生活支援センターにおける発達障がい者への支援技術の向上をめざす取組み。
- ・ 対象者が地域で普通に日常生活を送り、働き暮らせるよう、障がいを理解し、支える機関を増やす取組み。

3 発達障がい者の就労支援・発達支援に関する情報の収集、発信

- ・ 「発達障がいのある人の就職に関する相談窓口」として、障がい者手帳の有無にかかわらず、就労支援を必要とする人に解りやすく情報を届け、相談者の状況に応じて発達支援にもつなげるなど、対象者の態様に応じた方向への道案内。

< 事業実施結果及び効果 >

1 就労希望者に対する発達支援・就業支援

平成 26 年度における当事業への新規相談者 89 人のうち、「こころとからだのワークショップ」受講、医療機関との情報共有による効果的な治療と就労支援の並行実施、定期相談による精神状況や生活状況、職場環境の把握と生じた課題への迅速対応により、就職準備プロセスへ移行したものは 35 人であった。

就職希望者の就労を困難にする要因として、自分の障がい特性やそれに対する工夫を知らず、対人関係に自信が持てないことが挙げられる。発達障がい者支援センターとの連携事業「こころとからだのワークショップ」では、うれしい、楽しいといったプラス感情を見つけることから始め、からだを動かす体験で得られた爽快感やリラックス感の実感により身体活動が「健康維持」だけでなく「感情コントロール」に役立つと気づき、また、今できている行動を書き出し、いいところ探しをすることで自己理解のきっかけづくりにつながり、就労に向けた次のステップへのベース作りの一端を担うことが出来た。企画推進委員会において、親の会代表委員や支援事業所

代表委員からは、日常生活や施設通所、就労準備支援における「感情のコントロール」の重要性について意見があり、ワークショップ事業の取組みに高評価をいただくとともに継続的な実施要望があった。

平成 26 年度の就職者数は 46 人に至った。当該事業利用による就職希望者へは複数の機関で対応することとしている。他機関とは、就業支援コーディネーターが作成した「プロフィールシート」(障がい特性、就労や生活歴、機関利用歴、現在の生活状況・医療状況等を整理)を活用した情報共有に加え、定期的な拡大ケース会議の開催等を通じ、各機関の役割分担や支援の方向性、対応方法をこまめに共有し合うことで効果的な「チーム」対応による支援が実現でき、46 人の就職が可能となった。

職場復帰・職場定着支援では、職場訪問を 39 人に対し延べ 104 回行った。就職先企業に本人の障がい特性や対応方法などを整理して伝達し、職場環境調整時での活用を図った。また、企画推進委員会において「職場でのキーパーソンの構築の必要性」について意見があったことを受け、職場内でのキーパーソン配置調整を進め、キーパーソンとの情報共有・連絡相談体制を整えることで、職場環境の変化(業務内容・人的環境)により生じた課題に速やかに対応することが可能となり休職や離職を回避することができている。

2 発達障がい者の地域就労支援

就労準備のためにつながる資源は、障害者職業センター(職業評価・準備支援) 就労移行支援、委託訓練、就労体験、企業実習等がある。大阪市内には就労準備を行う訓練機関が数多くあり、本人だけで選択することは難しい。本人の希望や特性に配慮し、見学同行や体験の手配、その後の情報整理と課題を本人と共有し、試行錯誤を繰り返しながら本人が選択しやすい環境づくりを行うといった支援を地域就業・生活支援センター職員も交えて行った。さらに具体的事例をとりまとめて作成した事例集を周知し、支援技術の向上を図る取組みにつなげた。

生活面の不安定さがある人については、地域の相談支援事業所につなぎ、ヘルパー派遣や金銭管理・健康管理などを行い、就労準備や就職活動に集中しやすい環境を整えるためのコーディネートを行った。コーディネーターが関わることで、これまでなかった地域の福祉資源との連携が進み、地域の関係機関と共に課題を整理することで、コミュニケーションの行違いによるトラブルが軽減されるといった効果があった。

3 発達障がい者の就労支援・発達支援に関する情報の収集、発信

「大阪市障がい者就労支援フェスタ」を企画・開催した。(当事者・家族 134 人、支援者等 49 人参加)障がい者就労を支援する機関(ハローワーク、大阪障害者職業センター、就労支援移行事業所、職業能力開発施設、障がい者就業・生活支援センター)の担当者をパネラーとして招き、各機関の果たす役割と、それぞれが「縦割り」でなくつながりをもちながら相談者を支えている仕組みを発信。また、障がい者雇用で働いている発達障がい者 2 名と、雇い入れている企業の担当者(人事、現場の上司などのキーパーソン)による体験談(企業の障がい者雇用に対する考え、雇用現場での悩みや工夫など)を通じ、就職活動に困難を感じている当事者や保護者、支援関係者に向けて、障がい者就労支援についての理解を深め、支援手法の普及を図った。同時に発達障がい者の就労支援に関する支援機関の手引きを作成し配付した。

その他、講師などを積極的に引き受け、様々な関係先に発達障がい者への就労支援手法を発信した。(「平成 26 年度発達障害者雇用支援連絡協議会」「平野区役所 発達障がいのある方の家族教室」「大阪市生活困窮者自立促進支援モデル事業実施事業者研修会」 専門学校(作業療法士コース)「大阪市福祉職員連絡会」「市立学校園 特別支援教育コーディネーター対象研修会」「精神障害者等雇用促進セミナー」など)

また、障がい者支援機関の位置づけではない機関(高等学校、専修学校、大学、若者支援機関、生活困窮者支援機関)から寄せられる「発達障がいの疑いのある人についての相談」にコーディネーターが積極的に関わり、機関の職員とともに課題整理やケース対応を行い、機関内のキーパ

ーソンとの連携体制を構築するとともに、具体的な支援を通しての支援手法の発信を行った。

<分析>

- ・ 相談者の年齢層の広がりに伴うニーズの多様性に適切に対応するには、複数の関係機関がそれぞれ役割分担して「チーム」で支えることが有効である。一方で、各関係機関の支援の方向性や本人の特性、希望に配慮した就職への道のりを共有し、地域のどのような支援機関であっても、相談者にとって有効で適切な支援の提供が可能となるよう、発達障がい者就業支援コーディネーターを中心とした就労支援システムの構築について、さらに検討する必要がある。
- ・ 職場適応に困難を生じ、うつ症状など不安定な精神状況により休職や離職に至った困難ケースや、法定給付の就労支援事業の利用にいたる前段階で、本人・家族の障がい受容、特性理解、感情のコントロールなど社会生活スキルの獲得が必要なケースに対しては、「自己理解」「感情のコントロール」「からだを動かす体験」といった発達支援を組み合わせることにより、就労に向けた次のステップへのベース作りの一端を担うことができた。26年度は1クール2回での単発的な実施としたが、参加者からは、自身の様々な感情を短時間で見つけることへの限界を示す感想があった。また、グループ形成の工夫も必要であることから講座体系についてもさらに工夫を重ね、引き続き効果的に展開していく必要がある。
- ・ 当該事業での支援希望者は、学校を卒業後（青年・成人期以降）に就職や職場適応に困難を感じ、発達障がいに気づいた方が主流となっている。障がい受容や障がい者支援に対する戸惑いや違和感を感じ、支援者との関係づくりや支援の受入れに時間がかかる場合がある。一方、障がい者支援機関の位置づけではない機関（高等学校、専修学校、大学、若者支援機関、生活困窮者支援機関）から寄せられる「発達障がいの疑いのある人についての相談」が増えてきている。就職や職場生活を実際に行う前段階である在学中（大学・専修学校など）から「発達障がいの気づき」「得意と苦手手の整理」等による自己理解を深め、「働くこと」を体験してみることで、後に訪れる就職活動や職場生活上で発生する課題に対応しやすくなる。在学中から「発達障がいの疑いのある方」やそういった学生を支援する進路担当者に対し、自己理解の促進や「しごとを知る」体験といった発達支援を、発達障がい者支援センター等を含む支援機関と連携しながら検討し展開していく必要がある。

<企画・推進委員会の実施状況>

平成 26 年 9 月 1 日開催

- ・発達障がい者支援センター事業実施状況報告（25・26）
- ・発達障がい者就業支援コーディネーター事業実施状況報告（25・26）
- ・「(仮称)大阪市発達障がい者支援指針」策定について など

平成 27 年 3 月 10 日開催

- ・発達障がい者支援センター事業実施状況報告
- ・発達障がい者就業支援コーディネーター事業実施状況報告
- ・「大阪市発達障がい者支援指針」の策定に向けたパブリック・コメント実施結果及び「大阪市発達障がい者支援指針」(案)について など

<成果の公表計画>

- ・市内の各就業・生活支援センターおよび障がい者支援機関等への配付による周知
- ・市内の各就業・生活支援センター連絡会等における研修等での活用
- ・ホームページ等での公表 など

平成26年度

発達障がい者就業支援
コーディネーター事業報告
(27年3月末現在)

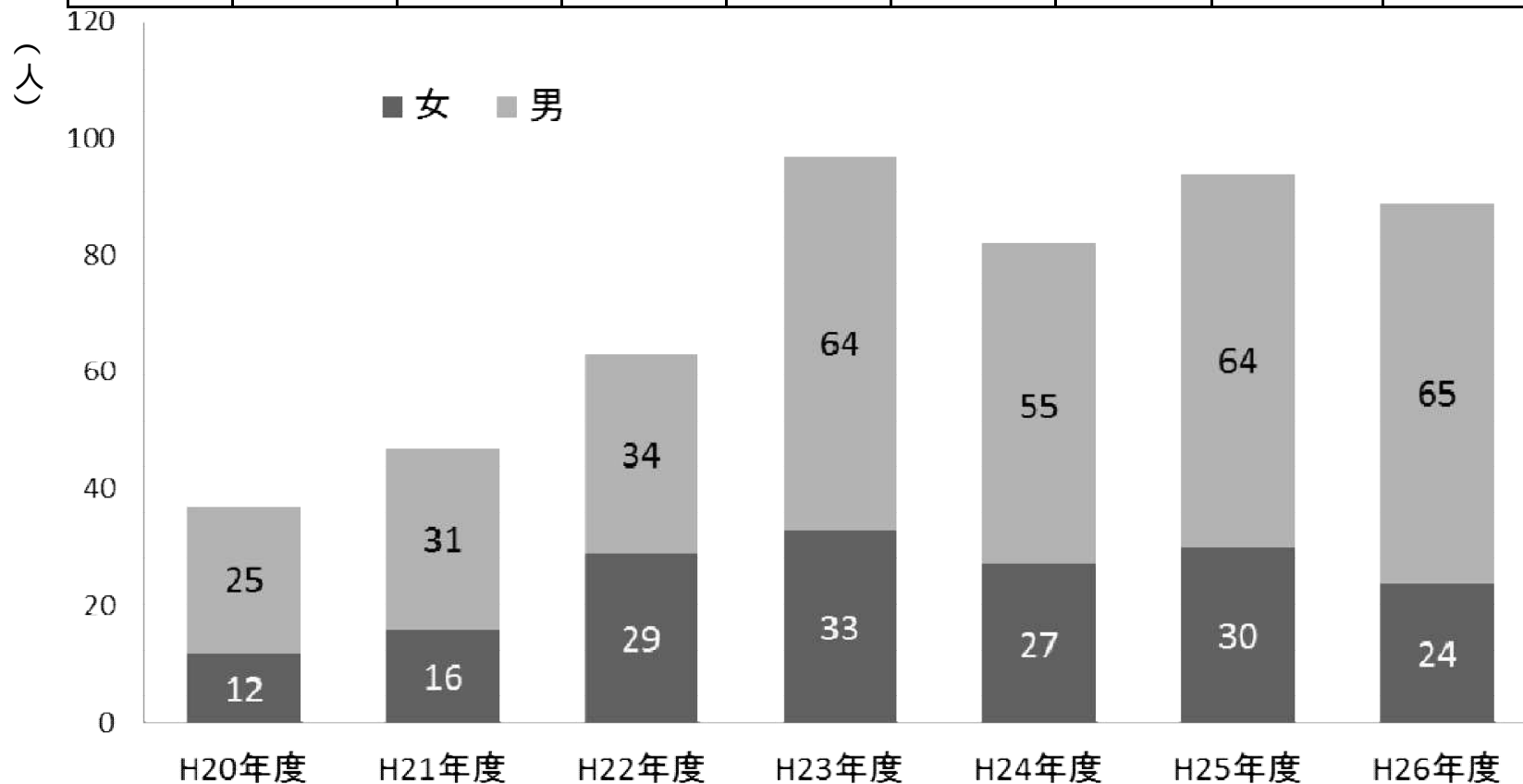
大阪市障がい者就業・生活支援センター

平成26年度新規相談者

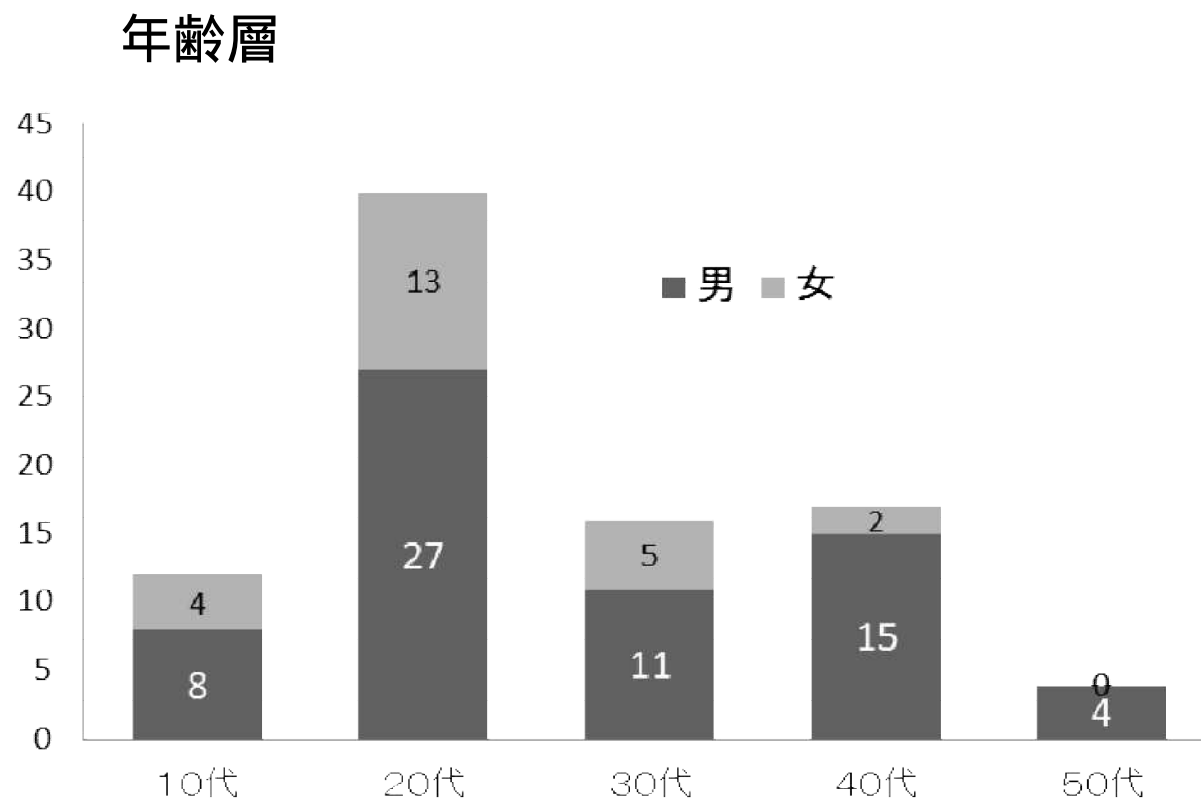
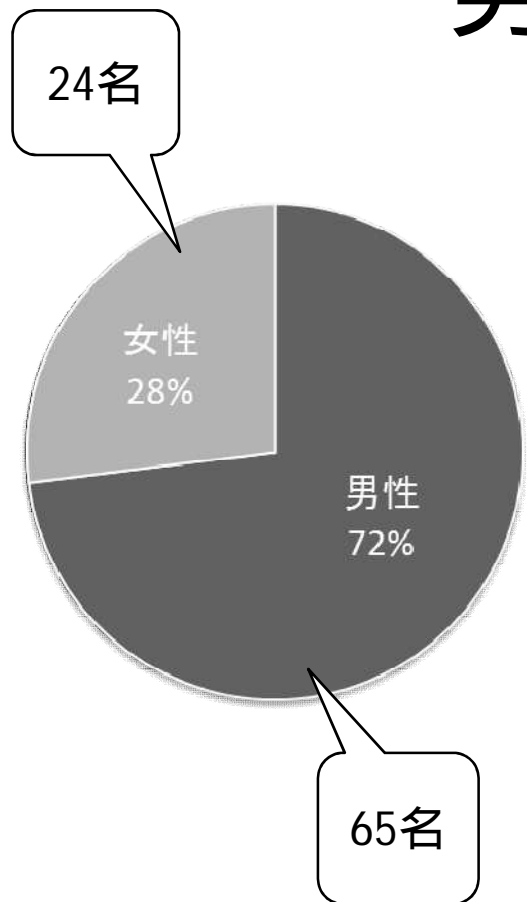
平成26年度新規相談者の状況

相談者数の変化

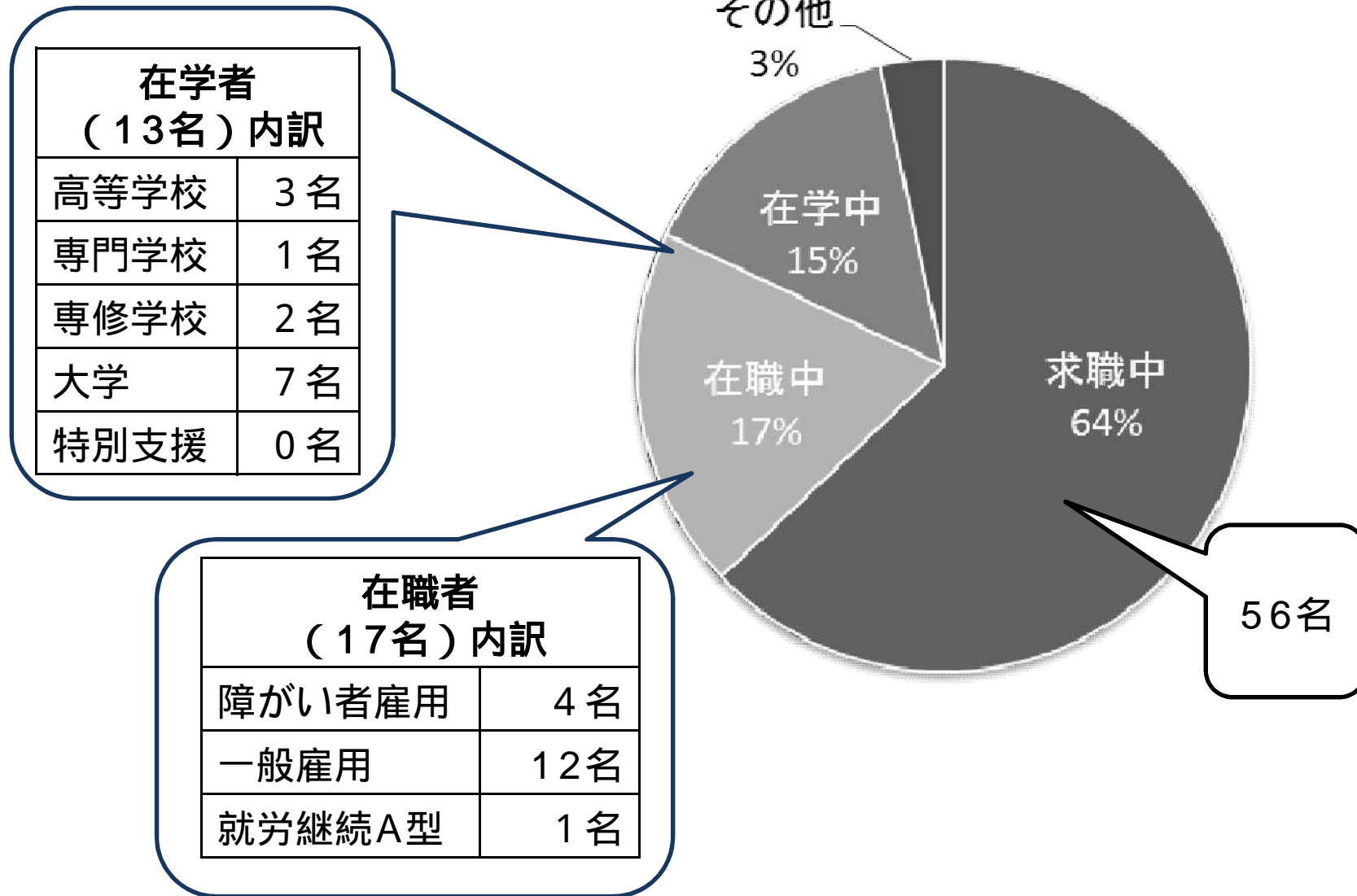
新規 相談者	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	相談者 合計
	37名	47名	63名	97名	82名	94名	89名	509名



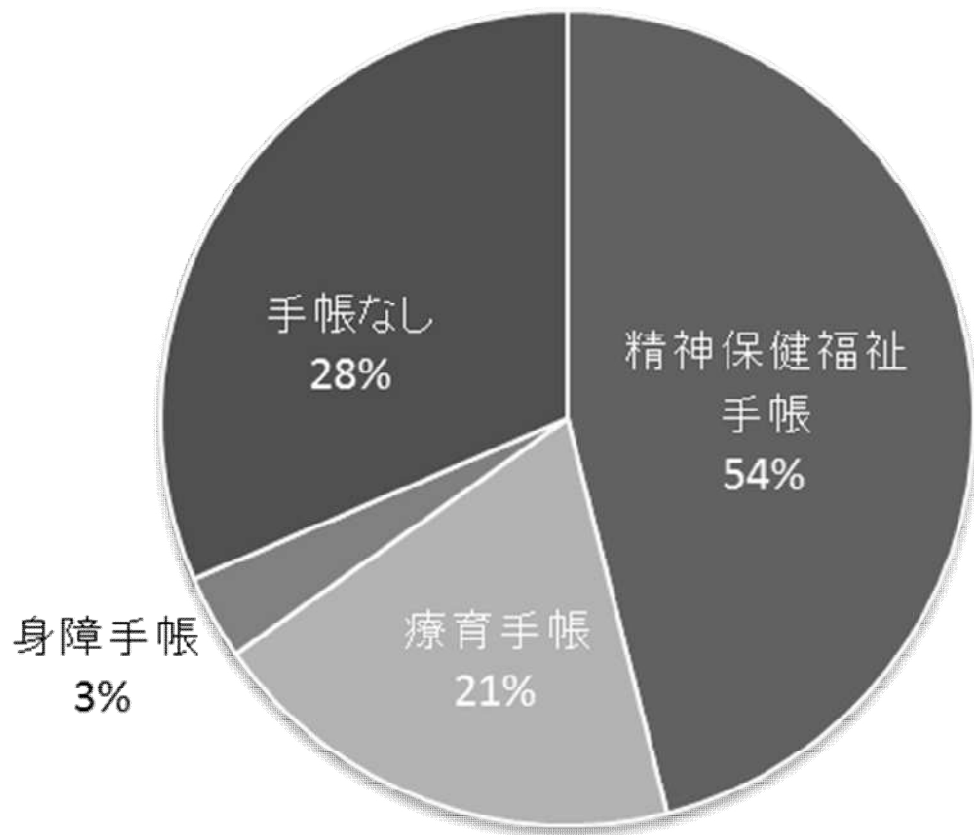
平成26年度新規相談者の 男女内訳と年齢層



新規相談時の相談者の状況

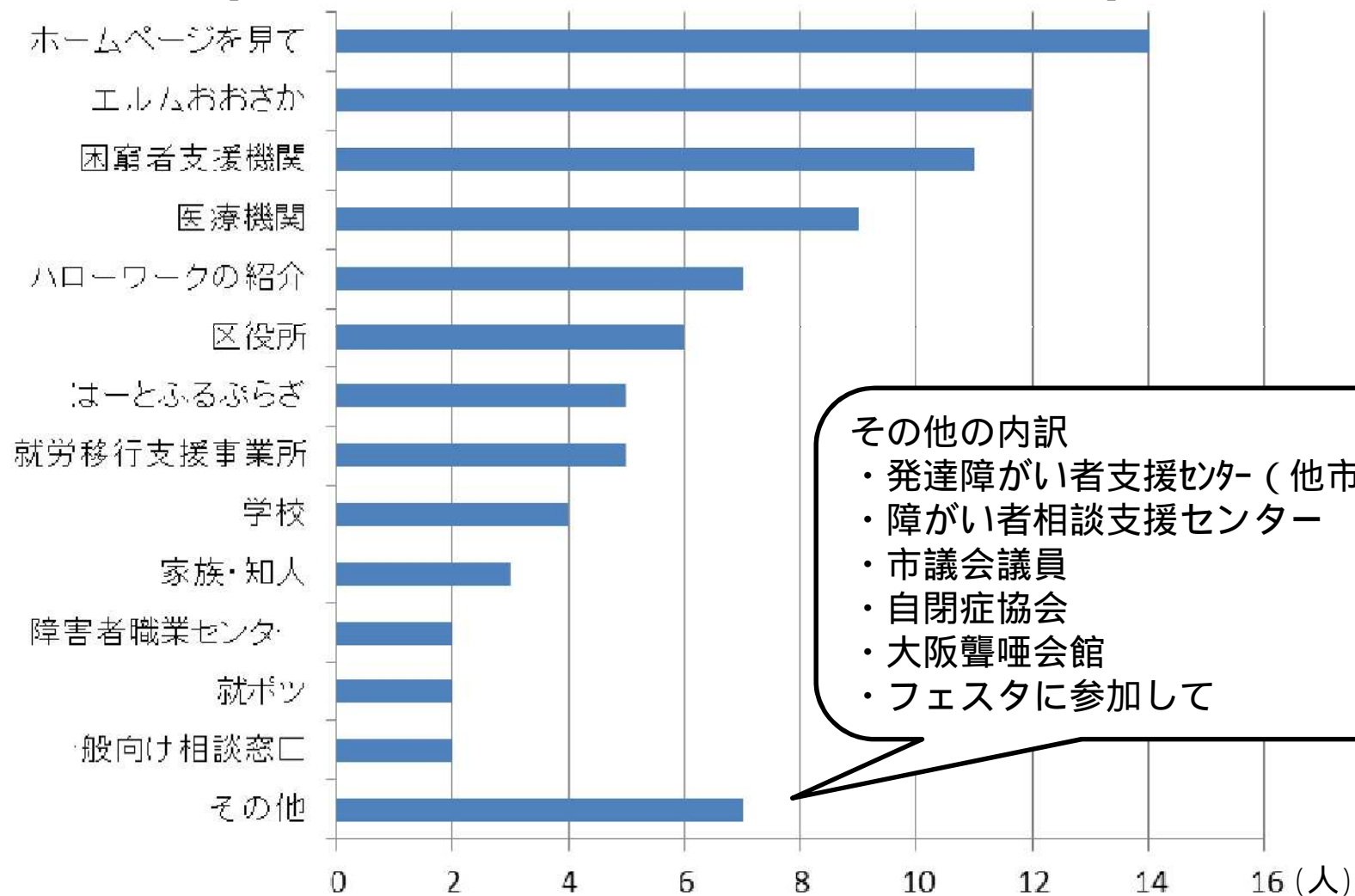


新規相談時に所持していた 障がい者手帳の種類

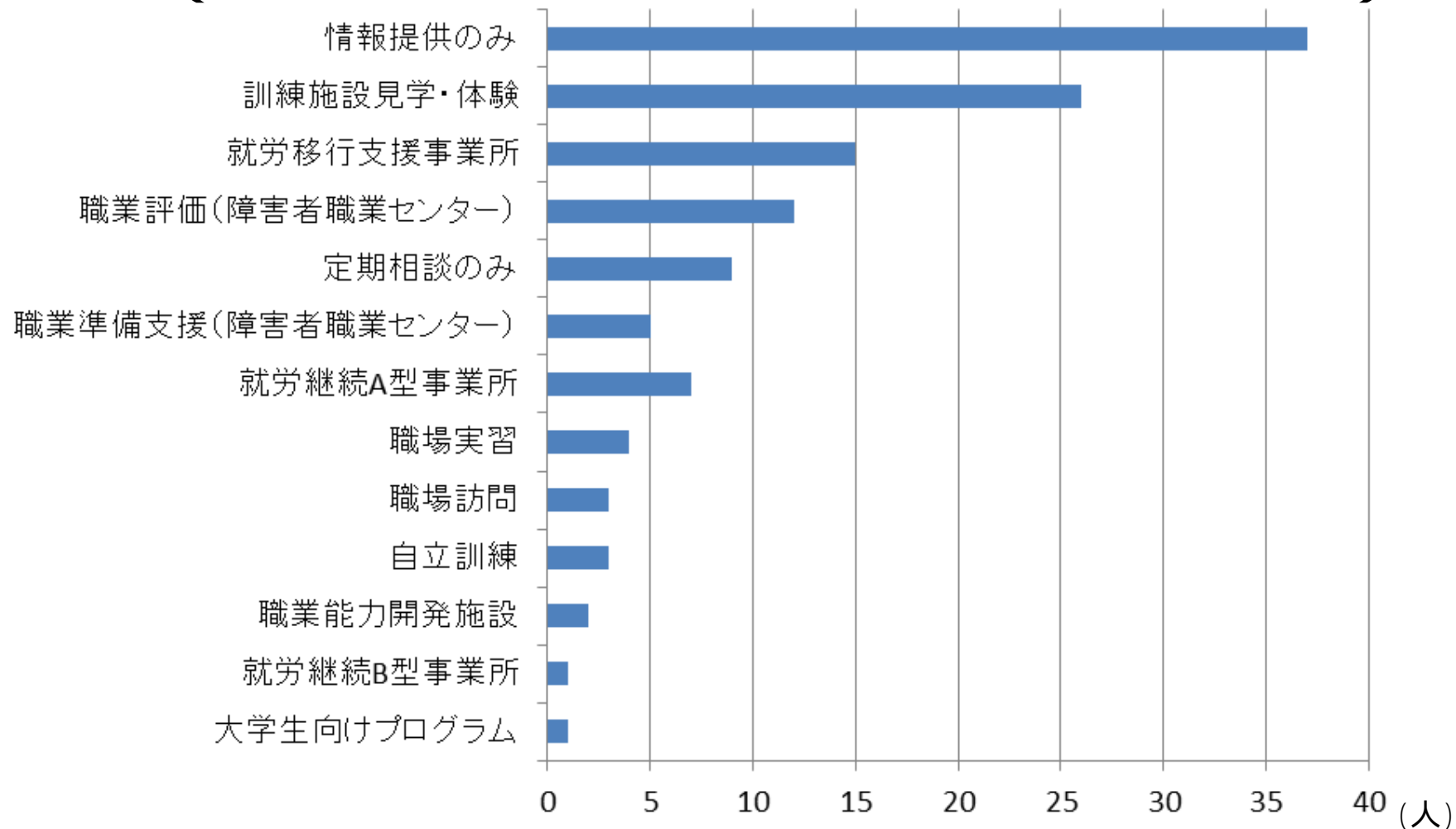


- ・発達障がいの診断はあるが手帳取得を迷う人の相談。
- ・相談時に発達障がいの診断がなかったのは89人中11人。

新規相談者の相談経路 (どこから紹介されたか)

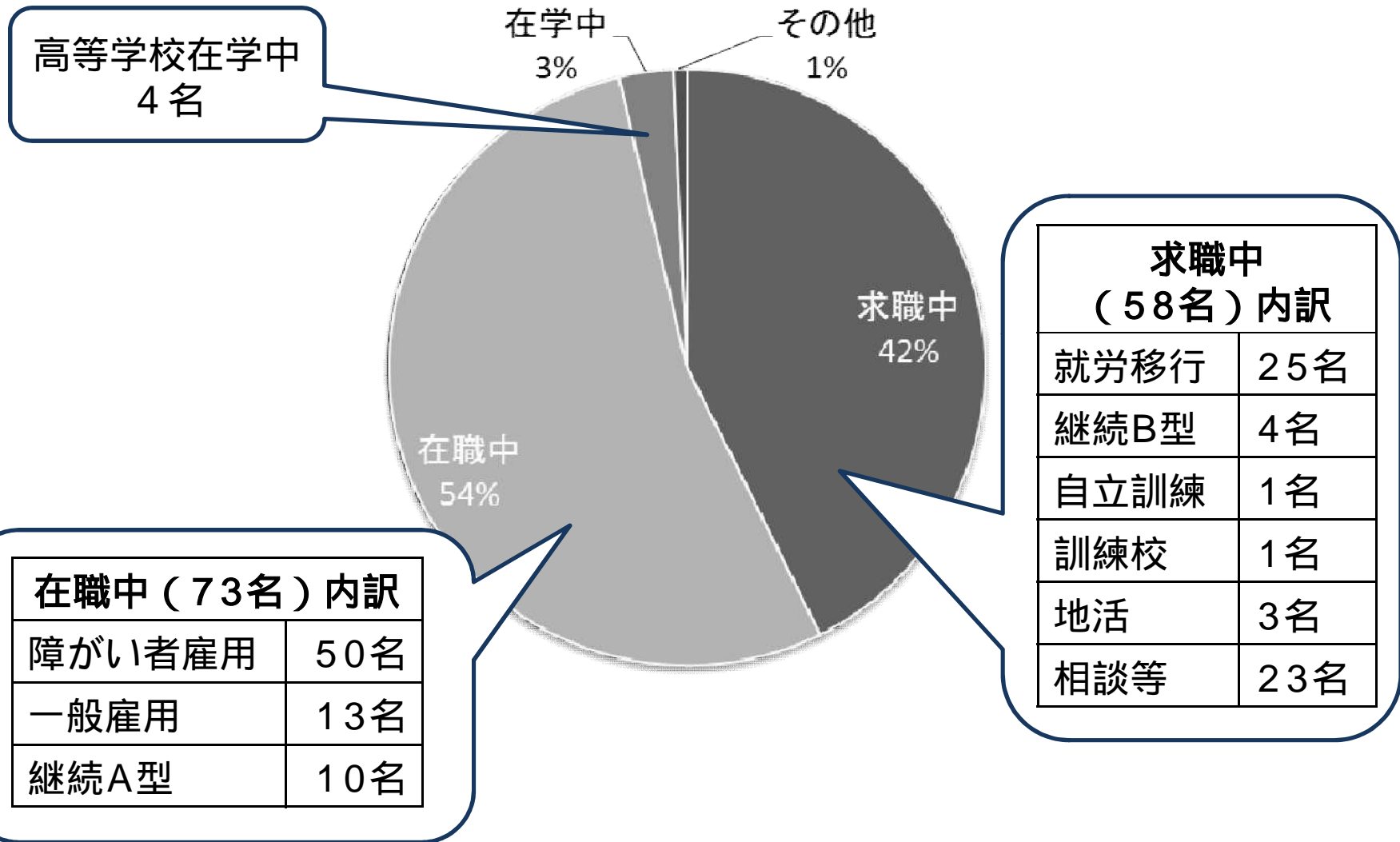


新規相談者への関わり (どんな社会資源につながったか)

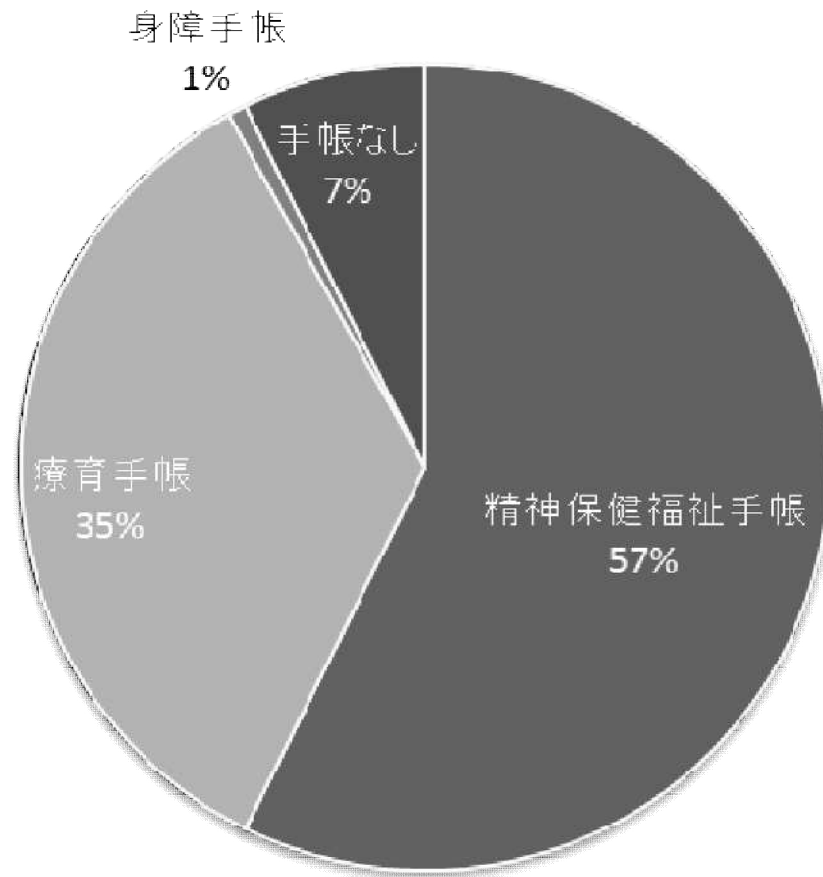


継続相談者
(平成20年～25年度に登録)

継続相談者（136名）の状況

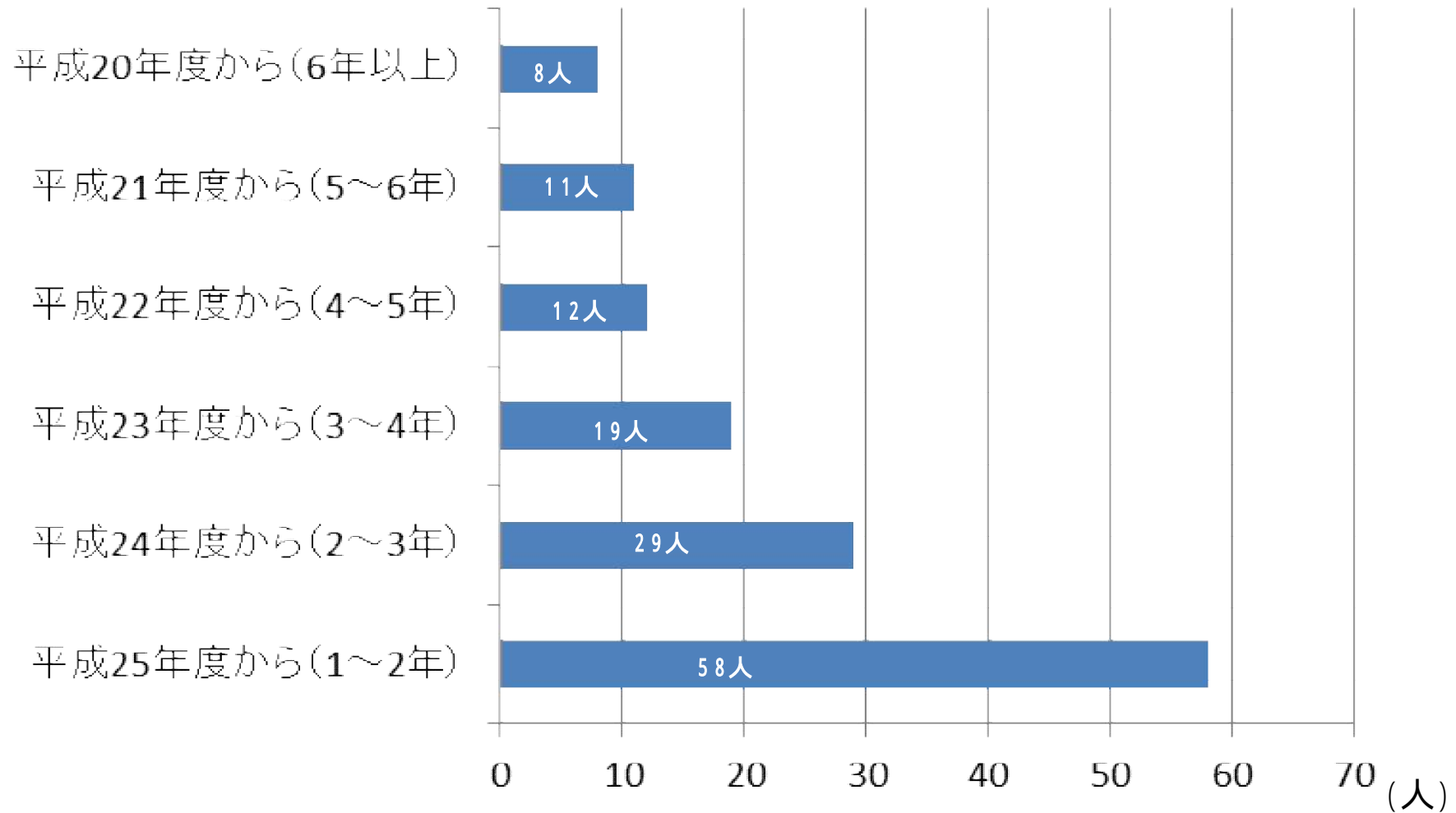


継続相談者が所持している 障がい者手帳の種類



- ・手帳を所持していない相談者は136名中10名。
診断はあるが手帳は取得せず。
クローズでの就労をしている等。

登録期間

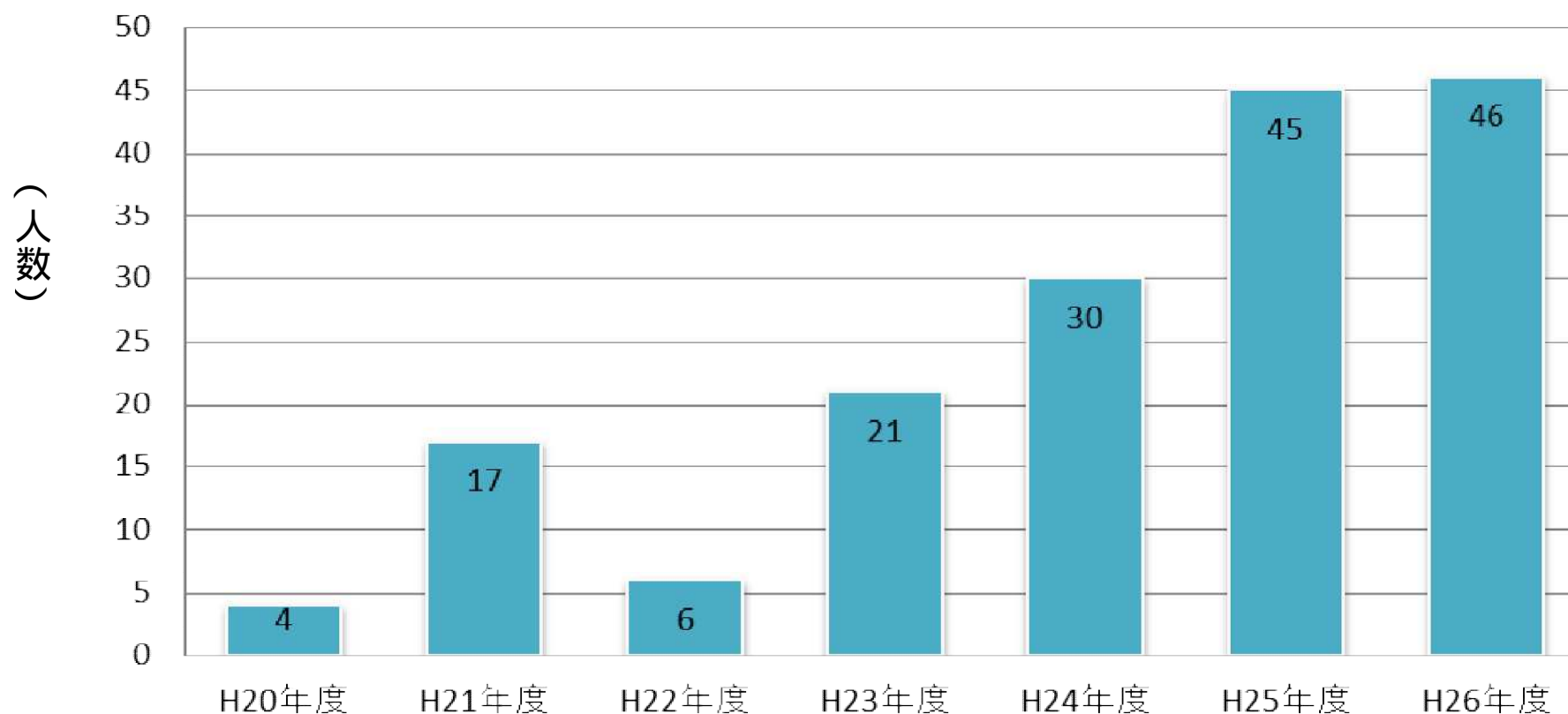


平成26年度 登録者の状況

登録者数		225名
内訳	前年度からの 継続相談者	136名
	平成26年度 新規相談者	89名

- ・「登録者」とは、継続した就労支援を希望している者
- ・5年以上継続して関わっている登録者の存在
安定すれば関わりは薄くなるが、困った時に相談できる安心感。

(3) 就職者の状況



- ・ 就労前に訓練等の職業準備を行うことで、確実な就労につながっている。
- ・ 職業準備は特性の整理、苦手を補う工夫、人との関わり方の学びなど体験を通しての学びが中心となるので、数か月～数年と時間がかかることが多い。
- ・ 就労継続A型事業所が急増（市内に70カ所以上）し、利用を選ぶ人が増加。

大阪市発達障がい者就業支援コーディネーター
事業報告（事例集）

大 阪 市

社会福祉法人

大阪市障害者福祉・スポーツ協会

もくじ

1	はじめに	2 頁
2	障がい者雇用と障がい者就労支援について	3 頁
3	コラム 時には、こんなすれ違いが起きることがあります	15 頁
4	相談状況	16 頁
5	コラム 得意な仕事、苦手な仕事、企業が求める仕事、長く働き続ける仕事	19 頁
6	事例	
(1)	A さん (20 代男性 精神障がい者保健福祉手帳 2 級) 「長く働き続けるための支援 (職場定着支援)」	20 頁
(2)	B さん (20 代男性 精神障がい者保健福祉手帳 3 級) 「試行錯誤しながら自己理解。そしてサポートを受けながら一人暮らしへ」	23 頁
(3)	C さん (30 代男性 精神障がい者保健福祉手帳 2 級) 「困窮者支援から障がい者雇用へ」	26 頁
(4)	D さん (20 代男性 精神障がい者保健福祉手帳 2 級) 「職場復帰に向けた取り組み」	29 頁
(5)	E さん (50 代男性 精神障がい者保健福祉手帳 3 級) 「支援との付き合い方に悩みながら、障がい者雇用での就職を目指す」	33 頁

参考資料 (相談先一覧)

1. はじめに

大阪市障がい者就業・生活支援センターは、障がいのある方が地域で安心して働き、暮らしていくための支援をする機関です。大阪市内には 7 か所の就業・生活支援センターがあり、それぞれの地域で相談支援を行っています。

大阪市では、平成 17 年（2005 年）の発達障害者支援法の施行に対応し、それまで支援の谷間に置かれていた発達障がいのある方の支援を進めていくために、発達障がい者支援センターを設置するとともに、平成 20 年度からは、発達障がいに関する専門知識を有し、かつ就労支援サービスの提案が出来るコーディネーターを中央（現東部）センターに配置するという独自の取り組みを進めてきました。

発達障がいのある方や疑いのある方及びその家族からの相談を、既存のネットワークに加え、発達障がい者支援センター、ハローワークの就職ナビゲーター、若者・ニート・ひきこもり支援機関、医療機関、知的障がい者更生相談所、教育関係機関等、様々な支援機関と連携しながら、発達障がいの診断の有無や障がい者手帳の有無に関わらずに相談を受け、就労に向けた支援、就職後の定着支援、就労を継続していくための生活支援を行っています。相談者の多くは、青年・成人期になって発達障がいの診断を受け、中には、すぐにハローワークで求職活動をするというよりも、自分の得意や苦手を整理したり、就労生活をしていく為の生活リズムを整えることが必要といった、準備が必要な方もおられます。就労についての相談をきっかけに、発達障がいがある事に気づくという方もおられます。

コーディネーターは相談者の個別の状況(診断や特性、生活状況など)に配慮しつつ、一人ひとりの気持ちに寄り添いながら、発達障がい者支援センターと連携し、支援を進めてきました。また、発達障がいのある方が地域で自分らしく日常生活を送り、働き、暮らしていけるよう、障がいを理解して支える機関を増やしていく取組みや、発達障がいについての理解促進の為の啓発活動、医療機関や教育機関、福祉と雇用をつなぐ役割も担ってきました。

この大阪市発達障がい者就業支援コーディネーター事業は今年で 7 年目を迎えますが、発達障がいのある方の相談は年々増えており、今後も更なる増加が予想されています。ここで今までの活動の実績を振り返るとともに、様々なケースについて事例を報告させていただき、これをご覧の皆様のご参考にしていただけたらと願い、この冊子を作成しました。

市内の障がい者就業・生活支援センターや、発達障がいのある方の就労に関する相談支援等に携わる機関の方々にご活用いただければ幸いです。

2. 障がい者雇用と障がい者就労支援について

ここでは、発達障がい者就業支援コーディネーター事業（以下「コーディネーター事業」と記す。）が、大阪市障がい者就業・生活支援センター（以下「大阪市就ポツ」と記す。）の中にある「発達障がいのある方への就職に関する相談窓口」として実践している内容をまとめています。

また、事例を交えながら、複数の機関で役割分担をして関わり続ける事についても述べています。

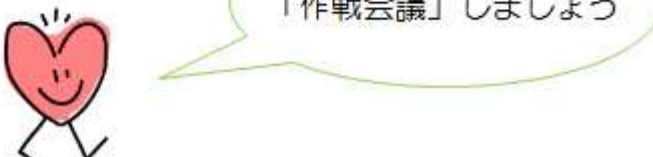
1 当事業を取り巻く環境

（１） 就ポツとは

就ポツは、障がいのある方から「企業で働きたい」「企業で働き続けたい」という相談を受け、地域の障がい者就労支援機関等と協力しながら、働く準備や就職活動、就職後の職場定着の支援を行っています。

障がい者就業・生活支援センターは

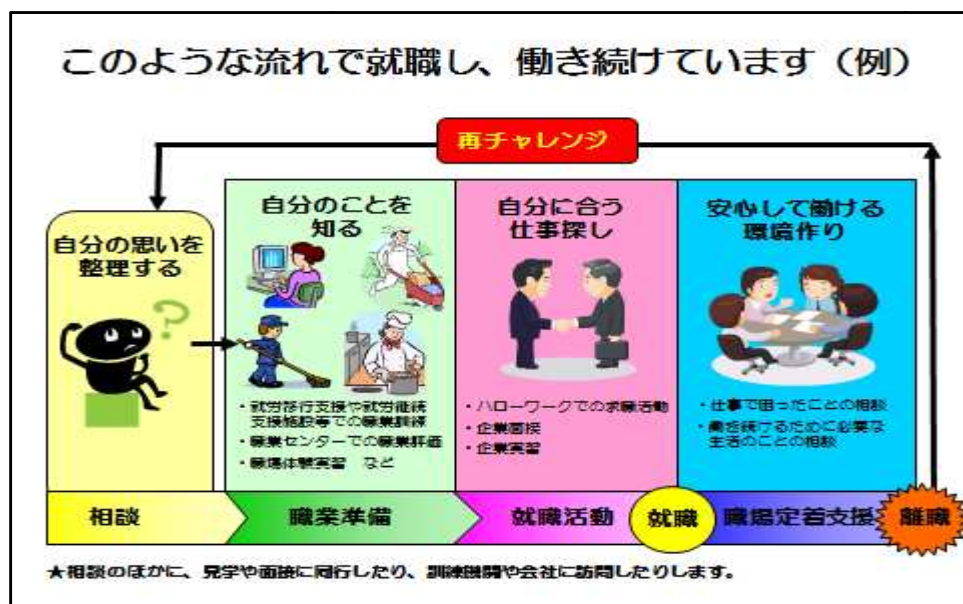
- ・「働きたい」「働き続けたい」方のお手伝いをしています。
- ・ハローワーク、障害者職業センター、地域の支援機関と協力しながら、支援を行っています。
- ・利用料は無料です。



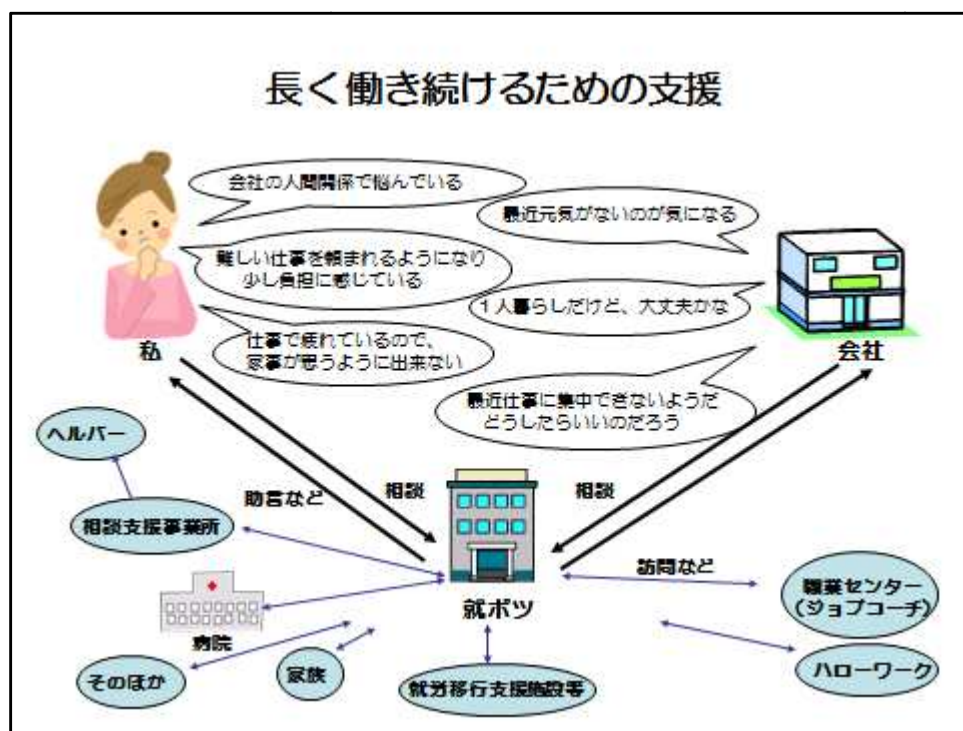
「作戦会議」しましょう

就ポツの役割は、 仕事に就くための支援（就職までの準備の手伝い）、 長く働き続けるための支援、 障害者を雇用する企業への支援です。

この図は「これから就職を目指したい」と相談に来られた方への対応の基本的な流れです。



これから就職を目指したい人だけでなく、企業にお勤め中の方、うつ等で休職されている方も相談に来られるため、1人ひとりの状況に合わせた「作戦」を一緒に考えています。



また「長く働き続けるための支援」では、悩みや問題を早めに解決できるよう本人と会社の双方に関わっています。 本人が会社に相談しにくい悩みは就ボツが相談に乗り、内容によっては、本人・会社・就

ポツ（必要な場合は、ハローワークや障害者職業センター等の就労支援機関も交えて）の3者で話し合う機会を作ることもあります。逆に会社が本人に確認しにくい事や対応方法で悩んでいる時にも相談に乗り、3者（必要な場合は、ハローワークや障害者職業センター等の就労支援機関も交えて）で話し合う機会を作ることもあります。家族や生活面を支援する機関、医療機関との連絡や調整が必要な場合はその調整も行います。

相談者の大半は障がい者手帳を所持し、障がい福祉サービス等を活用しながら働く準備を整え、障害者雇用（障がいがある事を会社に伝えて働く働き方）で就職をされています。



大阪は人口が多く、企業数も多い事から、就ポツが7カ所設置されています（国の基準では1カ所）。

（2） 発達障がい者就業支援コーディネーター事業とは

平成20年度から大阪市独自の事業として始まった当事業は、大阪市就ポツの「発達障がいのある方への就職に関する相談窓口」として、発達障がいの診断や障がい者手帳の有無を問わず相談を受け、情報の整理や提供、必要な支援機関へのコーディネートなどを行っています。

当事業に相談に来られるのは、主に成人した後に発達障がいの診断を受けた方々です。初めての「障がい」の診断や「障がい者支援」に不安や戸惑いを感じている方、支援を受けることに迷いがある方への対応が中心となっています。

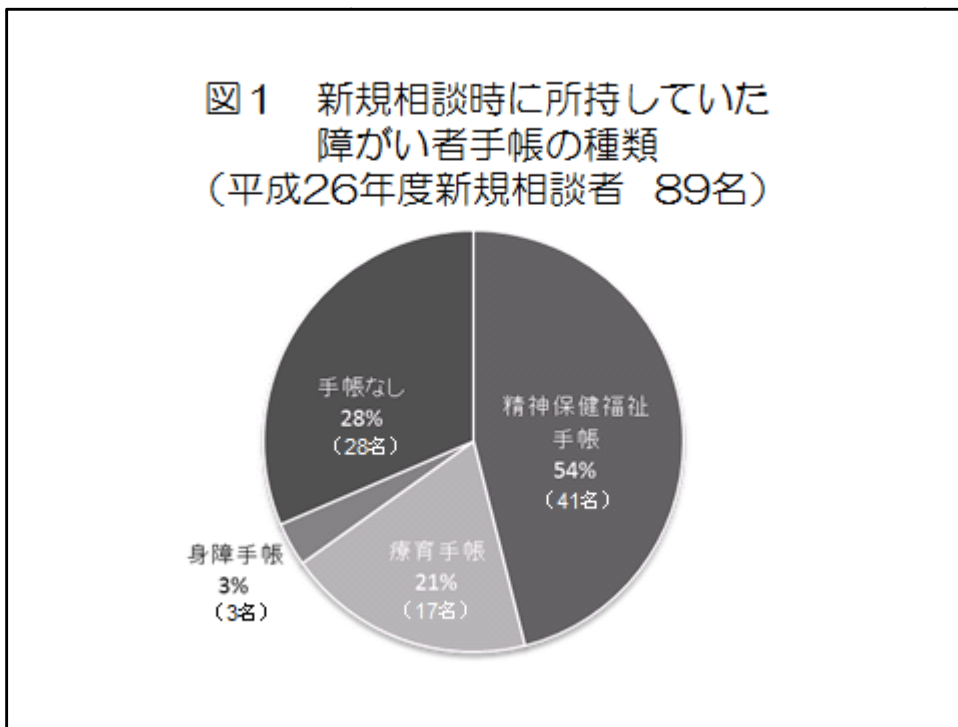
(3) 障害者雇用と障がい者就労支援の状況

平成 25 年 4 月 1 日、障害者雇用促進法の改正により障害者雇用率が 1.8%から 2.0%に引き上げられたことで、障がい者求人は増加しています。その結果、発達障がいのある方の雇用が進んだ一方で、就職に向けたトレーニングを受けずに（または不十分なまま）就職が決まり、入社後に本人、企業ともに苦勞をしているという話を聞くようになりました。

障がい者就労支援の場面では、就職に向けたトレーニングの場所の 1 つである就労移行支援事業所（利用期間の上限が 2 年）が大阪市内に 69 ヲ所（平成 27 年 1 月末時点）あり、その他にも職業能力開発施設、委託訓練、障害者職業センターの職業準備支援など多くの選択肢が準備されています。また、就労継続 A 型事業所（雇用契約を結ぶので給料が発生する）の数も急増しており、大阪市内に約 80 ヲ所以上あります。この中から自分に合うトレーニングの場所を選ぶためには、情報収集をする力や比較・選択する力が必要となります。就業支援コーディネーターは、情報提供や就労先の選択など相談者の障がい状況や就労希望に寄り添いながら支援しています。

(4) 当事業に相談に来られる発達障がいのある方々の状況（平成 26 年度の新規相談者の状況）

初回相談時の障がい者手帳所持率（図 1）

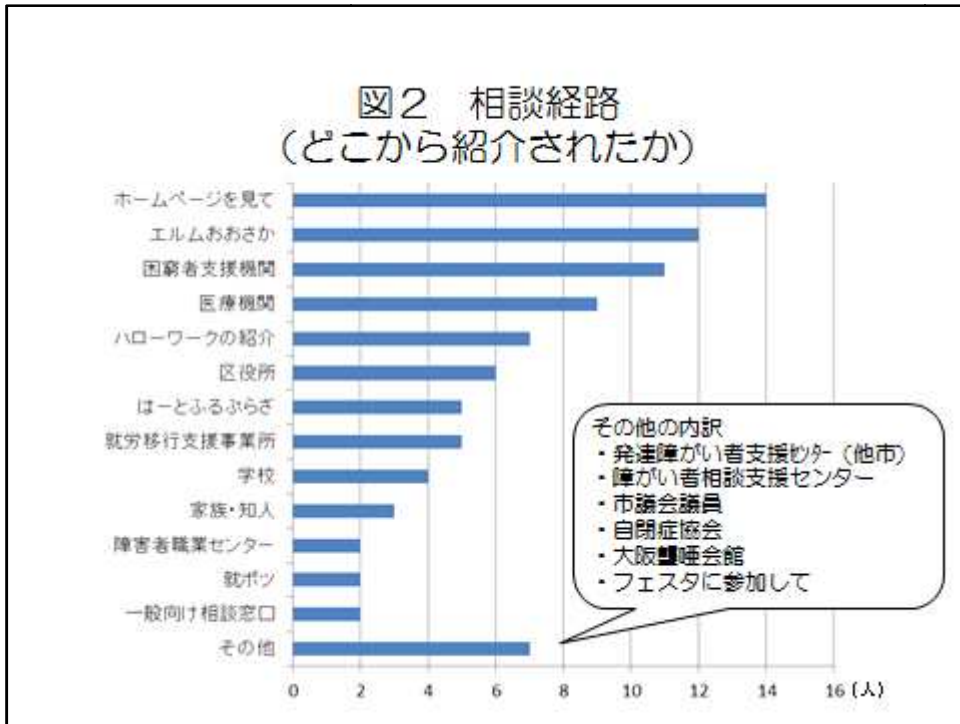


平成 26 年度は、新規相談者 89 名の内、約 4 分の 1 の 28 名が初回相談時に障がい者手帳を所持しておらず、医療機関で発達障がいと診断されて間もないか、障がい者手帳の申請を予定している方々でした。

（精神保健福祉手帳は精神科初診から 6 ヶ月経過しないと申請できない）。また、精神保健福祉手帳を所

持っている 41 名の内、約 3 分の 1 が 1 年以内に診断を受けた方々でした。

相談経路（どこから紹介されたか）(図 2)



ホームページを見た方からの問い合わせが一番多いのは、ホームページに「発達障がいの診断の有無、障がい者手帳の有無を問わず、発達障がいのある方の就職の相談に乗ります」と掲げていることが理由の1つと推察されます。

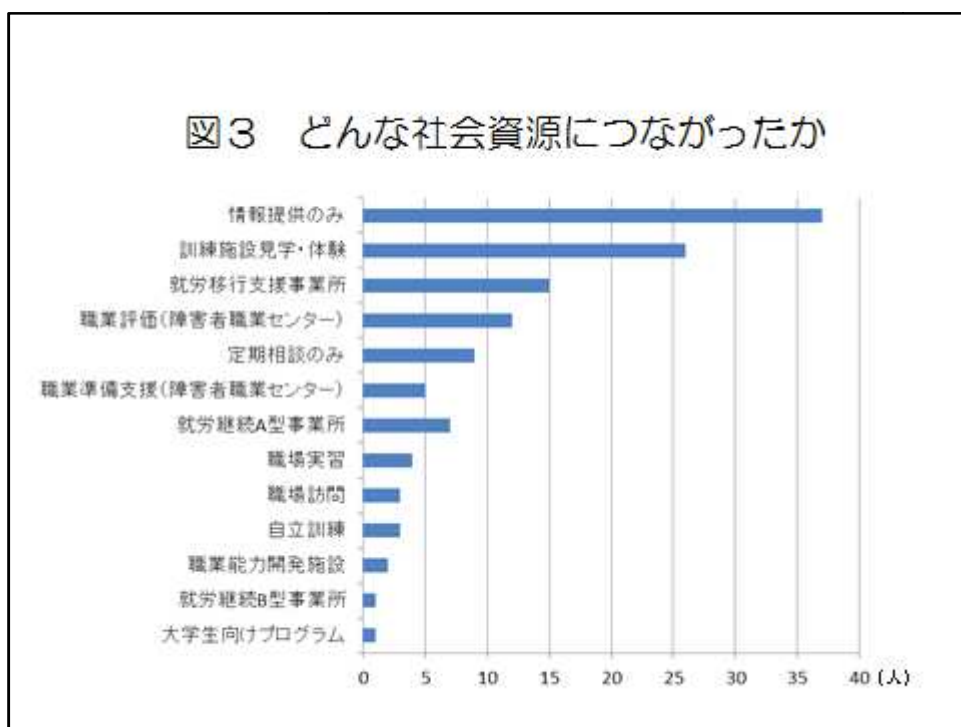
困窮者支援機関から紹介される方は、困窮者支援機関のスタッフが生活面等を整えるための関わりの中で発達障がいを疑い、本人の希望や同意のもと医療機関で診断を受け、障がい者手帳を取得した後、本人が就職を希望し「障がい者雇用」や「障がい者向けの就労支援」に関心を持った段階でスタッフと共に相談に来られています。

新規相談者に共通するのは「発達障がいの診断が出て間もない」、「知的障がいがない(または療育手帳B2を所持している方)」または「障がい者向けの支援機関を初めて利用する」という点だと言えます。

また、中には何度も就職・離職を繰り返し、思い悩むなか周囲から発達障がいの可能性を指摘されたという方で、「診断を受けることについて」といった段階からの相談者もいます。

どんな社会資源につながったか(図3)

新規相談者の相談内容は「発達障がいと診断がされたが、今後どうすればいいかわからない」、「障がい者手帳を取得するべきかどうか悩んでいる」、「発達障がいのある人の適職を知りたい」など、情報の収集と整理をすることを目的としています。新規相談者の約半数(37名)は初回相談の情報提供のみで終了しています。残りの半数は、定期相談(相談までの道のりの整理、障がい特性の整理、生活状況のふり返りなど)や就職に向けたトレーニングの場所の見学・体験等を繰り返しながら「就職の準備」を目的とした社会資源につながっています。

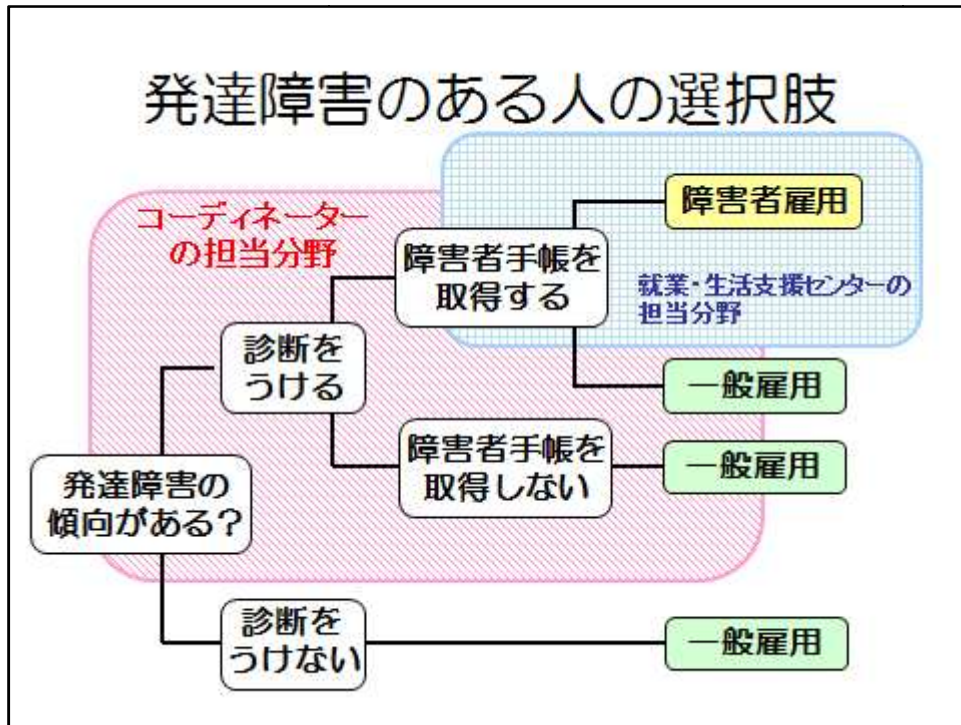


2 相談の実際

(1) 「障がい者就労支援の入口」として行っている内容

初回相談で伝えているのは「障がい者就労支援とは、社会とどう折り合いをつけていくかを一緒に考えていく場所と時間である」ということです。

相談者の状況に応じて異なりますが、おおよそ以下のことを伝えています。



発達障がいのある方の選択肢

発達障がいの診断を受け、障がい者手帳を取得することで「障がい者雇用」の求人にも応募ができ、就職の選択肢が増えることを伝えています。一方で、発達障がいの傾向があっても診断を受けなかったり、発達障がいの診断があっても障がい者手帳を取得せずに、一般雇用で働くことを選択する人もいることを合わせて伝えています。

発達障がいの診断名について

相談者の中には、発達障がいの診断名を伝えるだけで周囲の人たちに自分がどんな人なのか理解してもらえる・配慮してもらえると期待する人もいますが、同じ診断名でも得意なことと苦手なことは人それぞれであり、そこに性格や生きてきた歴史等も加わるため、診断名だけでどんな人なのか理解してもらうことは難しいことを伝えています。そして、発達障がいの診断は「自分を整理するきっかけ」に過ぎないことを伝えています。

発達障がいの診断や障害者手帳のメリットについて

発達障がいの診断は「自分を整理するきっかけ」です。発達障がいという視点が加わることで、これまで苦労してきた理由が整理しやすくなったり、自分に合った努力や工夫の方法が考えやすくなります。

障がい者手帳を取得することで障がい者のための相談機関や福祉サービスが利用できるため、相談できる人につながるチャンスが増えたり、障がい者雇用という選択肢が増えます。

障害者雇用の仕組み

障害者雇用（障害者雇用率制度）では、最低でも週 20 時間（週 5 日、1 日 4 時間）以上、多くの会社で週 30 時間（週 5 日、1 日 6 時間）以上働くことが求められます。

「障害者雇用は安い賃金で働かされる」という先入観のある方もいるため、時給は都道府県が定めた「最低賃金（大阪府では時給 838 円 平成 27 年 3 月時点）」を守って設定されている事を伝えています。

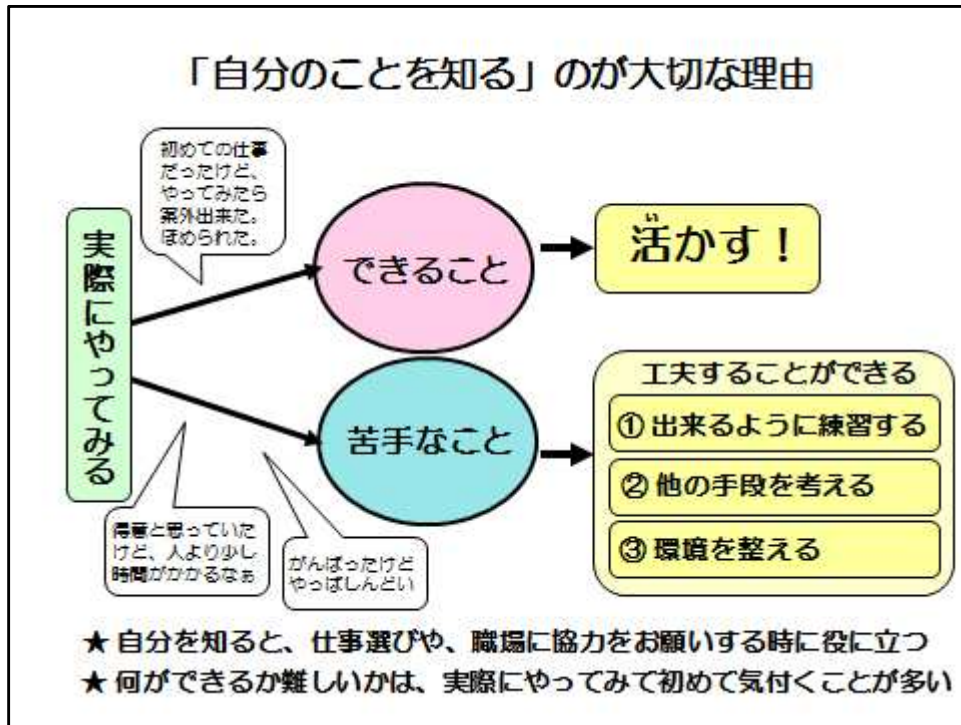
企業の視点

企業は「障がい名」や「障がい者手帳を持っている」ということだけでは採用しないこと、どんな障がいであっても「何が出来るのか」、「出来ないこと・苦手なことは、どのような工夫や配慮があればいいのか」を自分で理解し、説明できる人を採用していることを伝えています。

「自分のことを知る」ことの大切さ

発達障がいは見た目だけではわかりにくく、同じ診断名であっても人それぞれ特性が異なるため、企業側は何を配慮したらいいのかわかりにくいことが多いです。自分のことを企業に説明するためにも「できること」と「苦手なこと」を自覚し、苦手なことに対する工夫や対策を考える必要があります。

職種についても「『発達障がいのある人』に向いている仕事」や「『発達障がいのある人』に向いていない仕事」と決めてしまうのではなく「『自分自身』に向いている仕事・出来る仕事」を見つけていくことが必要です。そのためには「自分のことを知る」ことは欠かせないし、何が出来るか出来ないかはやってみないとわからない事も併せて伝えています。



何ができるか、できないかは実際にやってみないとわからない。

得意だと思っていたことが、なかなかうまくできなかつたり、苦手意識があったことが「とてもよく出来ている」とほめられるなど、実際にやってみることで見えてくるものがたくさんあります。やってみて、周りの人と一緒に振り返ることで、自分自身では気付かなかった自分のできること、苦手なことに気付くことができます。

「できること」と「苦手なこと」を確かめ、工夫や対策を考える場所の一つとして、障がい者が就職準備トレーニングを受けることのできる機関があります。

職業準備ができる場所

- 障害者職業センター
- 職業能力開発施設
- 障害福祉サービス
- そのほか（協力企業での実習など）

うまくいかないことは「失敗」ではなく「チャンス」である。

「どんな時に自分が困るのか」「どんな時に周りの人とうまくいかないのか」がわからないと工夫や対策を考えることができません。そのため、うまくいかないことは「失敗」ではなく「次につながるチャンス」と伝えていきます。

周囲の人からの理解や配慮を期待するよりも、自分を理解し自分に力をつけることが就職の準備として必要で、障がい者雇用であっても「選ばれる人材」になるためには努力が必要です。

（２） 障がい者就労支援を選ばないという選択肢

当事業に相談に来られる方々の年齢は 20 代後半から 50 代で、発達障がいの診断を受けるまでに社会人経験のある方が多く、離転職を繰り返すなど、働くことが上手いかなかった経験がある一方で、「障がい者雇用ではなく一般雇用で働きたい」、「障がい者として見られたくない・扱われたくない」、また「自分の力でやっていける」という思いが強くある方もおられます。そのため、本人が支援の必要性を感じていない時期に、周囲が「本人のために」、「良かれと思って」支援のルールに乗せようとしても、本人の中の違和感があれば支援は成立しないことが多くあります。

相談者の中には「発達障がいと診断を受けた人（障がい者手帳のある人）は、障がい者就労支援しか選択肢がない」と限定的に捉えている人もいるので「障がい者就労支援を選ばない」という選択肢もあること、必要な時に必要な支援を選ぶ自由があることを伝えるようにしています。

ただし、障がい者就労支援を選ぶかどうかを決めるためには、相談者自身が「支援というものがどういうものか」、「自分に支援が必要かどうか」を実感する必要があります。当事業では、相談者が「障がい者

就労支援を選ぶかどうか決める」ための判断をしてもらうために、訓練施設の見学同行、訓練施設や職場等の体験実習後に一緒にふり返り整理し、考えて、一緒に試行錯誤しながら支援というものを実感してもらえるように関わっています。

(3) つないで終わりではない「伴走型」の支援

当事業は、訓練中は訓練機関のスタッフと共に、就職後は会社と共に「実践 ふり返り 気付き 整理・変化」を繰り返し行っています。

発達障がいのある方の中には、情報の整理がしにくく、誤解しやすい傾向のある方や、思っている事をうまく相手に伝えにくいという傾向のある方もいるため「訓練機関と訓練生」または「企業と従業員」という当事者同士の関係だけでは解決しにくい出来事が発生する場合があります。また、家庭の状況によっては生活面の困りごとの解決や、医療機関と上手につながるなど、働き続けるためのコンディションを整える支援が必要になる場合もあります。

「働きたい」「働き続けたい」と希望する相談者を支えるために、複数の機関がそれぞれに役割を持ち、協力しながら、相談者の変化に応じて必要な時に必要な介入をする「伴走型」の支援を行っています。

3 発達障がい者への就労支援について

成人後に発達障がいと診断された方々の中には「これまで一人でやってきている」という自信と自己評価と現実のズレの認識しにくさ、「障がい者」として見られ、扱われることへの違和感や拒否感がある方々もいます。一方でその相談者に関わっている周囲の人たちが困り、心配し、必要性を感じて当事業への相談につながったという経緯もあります。支援の必要性を周囲の者は感じているものの、当事者自身が障がい者向けの支援機関との関わりに疑問や負担を感じている時、障がい者就労支援が出来る事は何だろうかと考えてみました。

障がい者就労支援の強みは試行錯誤の場所と機会が保障されているということです。まず、障がい特性や得意・不得意の整理などの自己理解や感情のコントロール、身体のコントロールといった生活スキル、対人スキルの獲得も含め、試行錯誤とふり返りの中で相談者が自分自身に気付き、「誰かと相談して解決した」という経験を積み重ねることで「困った時に相談するのも悪くない」という意識が少しでも芽生えること、体験を通して相談者が問題解決方法の選択肢を増やしていくこと、それが障がい者就労支援に出来る事ではないかと思います。

4 まとめ

最後に、当事業を実施している発達障がい者の就労を支援する立場から見えてきたことを、整理してまとめます。

(1) 企業に就職することをあきらめない

就職までの準備方法はさまざまで、気付きや実感があるまでに何度も試行錯誤が必要な方もいます。そのため、長く働き続けられる職場に巡り合うまでに数年かかる場合もありますが、時間がかかっても企業で働くことを諦めず成長や変化を信じて関わっています。

(2) 障害者雇用や障がい者就労支援は選択肢の一つ

一般雇用と障害者雇用のどちらを選ぶかは本人の自由ですが、選択をするためには障がい者就労支援に関する知識が必要です。実際に見学や体験をしないと実感が湧かない人も多いため、具体的な情報（見学や体験）を提案しています。

(3) 支援が必要だと感じた時が支援を利用する時

人は誰でも困ったことがないと「自分には何かしらの支援が必要だ」とは感じにくいので、困っていない時に周りの人が心配し良かれと思って提案した事が、相談者にとって負担となる場合もあります。

支援が必要だと感じにくい時期の相談者には

- ・ 困るまで待つ。
- ・ 困っている時に介入できるよう相談できる関係を作っておく。（定期的に報告に来てもらうなど）
- ・ 困った時が「変化のチャンス」と捉え、相談者と一緒に打開するための作戦を考えていく。

という風に関わっています。

(4) 関わり続ける「伴走型」の支援

「障がい者就労支援の入口」は、「情報を提供して終わり」「どこかにつないで終わり」ではありません。情報提供をしたり、就労支援機関を紹介するだけでなく、相談者と共に作戦を考え、試行錯誤し、整理し次の作戦を考えるという「作戦会議の場所」になることが必要です。

(5) 支援は卒業していい

支援の最終的な目標は、相談者が障がい者就労支援機関だけでなく会社や家族、友人など、その時に必要だと思う人と相談しながら問題解決が出来るようになることで、支援は必要な時に使い、不要になれば卒業していいものでもあります。

コラム

《時には、こんなすれ違いが起きることがあります》

Hさんの場合

(女性 20代 自閉症スペクトラム障がい・ADHD・在宅)

Hさんは大学を卒業後、就労に結びつかずにゲームやインターネットサーフィン三昧の生活を続けていましたが、将来を心配したご両親の勧めで精神科を受診、自閉症スペクトラム障がい・ADHDと診断されました。その後、ご両親と3人である相談機関に相談に行き、就労に向けての訓練先が決まるまでの間、その相談機関に来ている他の発達障害のある方と交流を図る取組みに参加することになりました。制作活動をしたり、簡単なゲームをしたり、事務作業等をしながら、対人コミュニケーションの練習をする等の体験をしたのですが、ここでは集っている方の個人情報を守る為に、ここで知り得た情報は他では話さないというルールがあります。彼女はこれを忠実に守り、ご両親からどんな事しているの?と聞かれた時、「一切漏らしてはいけないから、言えない。」と何度質問されても、頑なにその内容を報告しませんでした。その後担当者に問い合わせがあり、体験された内容をお伝えしてご両親は安心されたのですが、ルールを厳格に守る彼女らしいエピソードです。「体験した内容については、ご両親には報告しておいて下さい。」と、担当から説明しておけば良かったと反省した次第です。

Yさんの場合

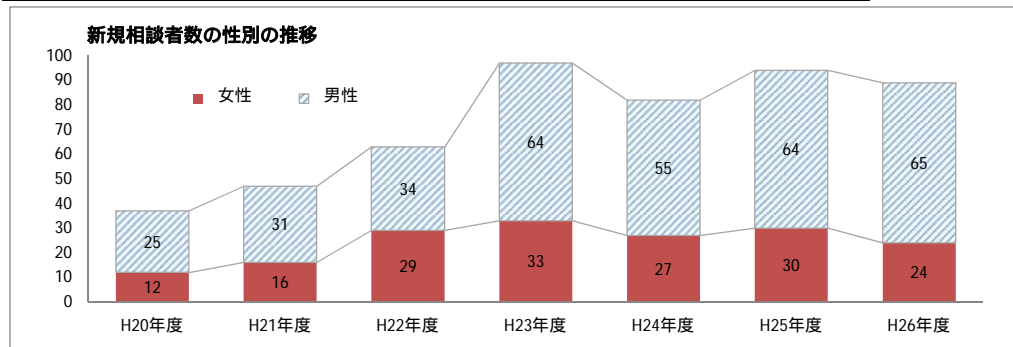
(男性 30代 自閉症スペクトラム障がい 事務のアルバイト中)

Yさんは学校を卒業後、いくつかの仕事に就きましたがどこも長続きせず、事務のアルバイトで何とか生活していました。学生時代から対人関係は苦手で、一時期は引きこもりの様な苦しい時期がありました。その時に受診した医療機関で、発達障がいの可能性を指摘されて専門病院を受診し、自閉症スペクトラム障がいと診断されました。長く働ける仕事に就きたいと相談に来所、一緒にハローワークに相談に行ったのですが、色々質問されてもなかなか答えが返せず、本人には働く事に対して具体的な考えが未だ無いのか、何から始めたら良いのか迷っている様子でした。しかし、ハローワークの方が「給料はどの位貰いたいですか?」と質問された時、「19万円です。」と即答しました。余りにも具体的な金額に驚いて根拠を聞いたところ、「学校の授業で東京で一人暮らしをするとしたら、19万円位かかると習ったので・・・。」ということでした。でも、本人は東京で暮らす予定は全くありませんし、大阪の自宅に今後も住み続ける予定です。なので、具体的にかかる生活費を考えていく話し合いをすることになりました。本人はとても生真面目で、優しい好青年です。日頃からこんな勘違いで苦勞しているんだろうなあと、改めて考えた瞬間でした。

平成20年度～平成26年度の相談者の状況

新規相談者の人数

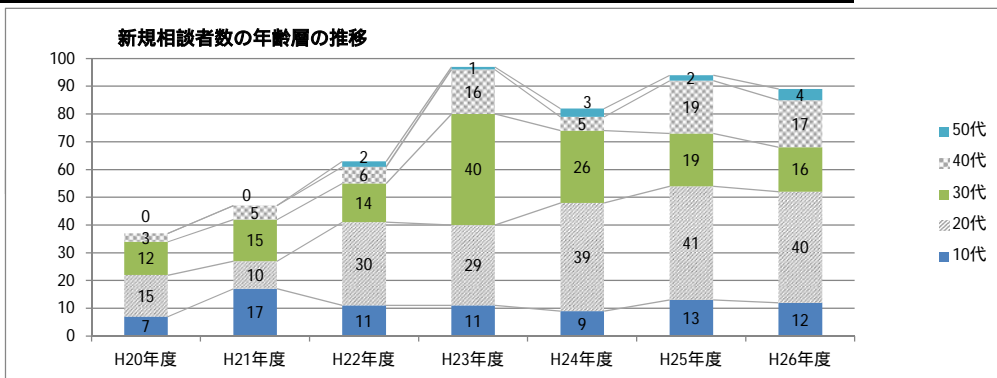
相談者数(人)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
総数	37	47	63	97	82	94	89
男性	25	31	34	64	55	64	65
女性	12	16	29	33	27	30	24



新規相談者の年齢層

年齢層(人)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
10代	7	17	11	11	9	13	12
20代	15	10	30	29	39	41	40
30代	12	15	14	40	26	19	16
40代	3	5	6	16	5	19	17
50代	0	0	2	1	3	2	4

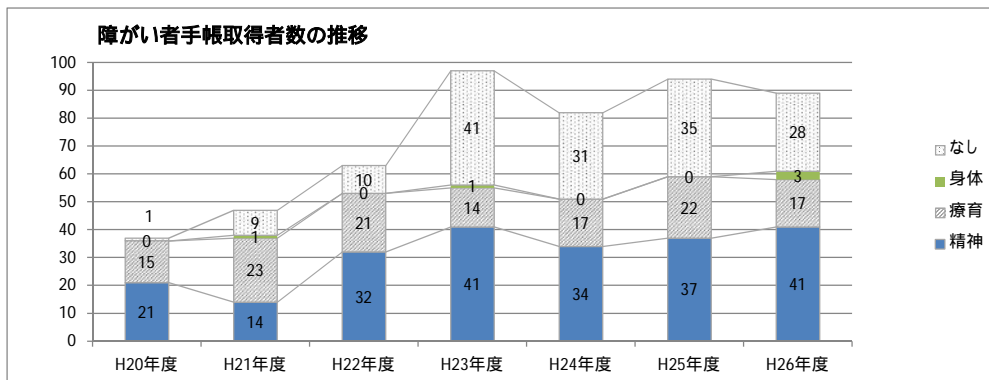
年齢層(%)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
10代	19%	36%	17%	11%	11%	14%	13%
20代	41%	21%	48%	30%	47%	44%	45%
30代	32%	32%	22%	41%	32%	20%	18%
40代	8%	11%	10%	17%	6%	20%	19%
50代	0%	0%	3%	1%	4%	2%	5%



新規相談時に所持していた障がい者手帳の種類

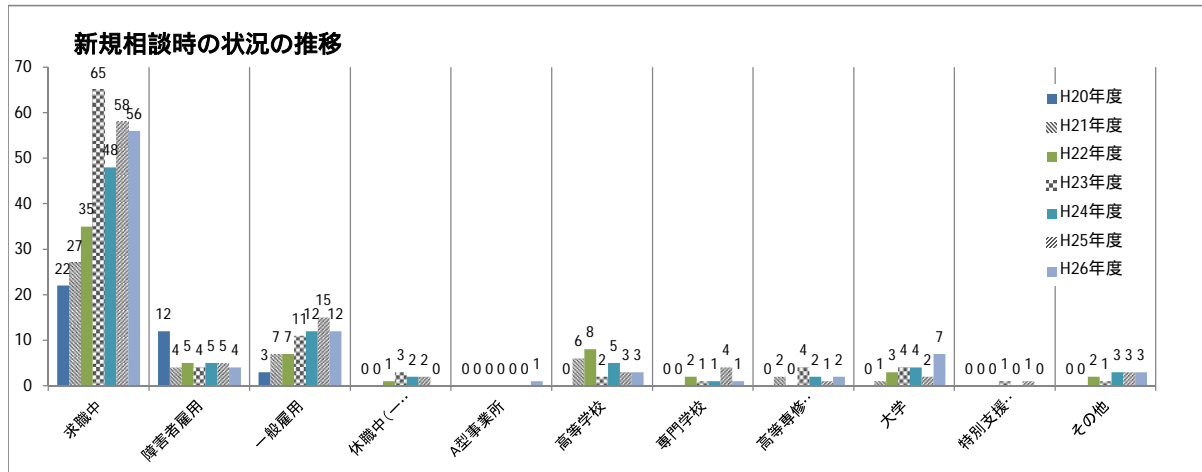
手帳の種類(人)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
精神	21	14	32	41	34	37	41
療育	15	23	21	14	17	22	17
身体	0	1	0	1	0	0	3
なし	1	9	10	41	31	35	28

手帳の種類(%)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
精神	57%	30%	51%	42%	41%	39%	46%
療育	40%	49%	33%	15%	21%	24%	19%
身体	0%	2%	0%	1%	0%	0%	3%
なし	3%	19%	16%	42%	38%	37%	32%



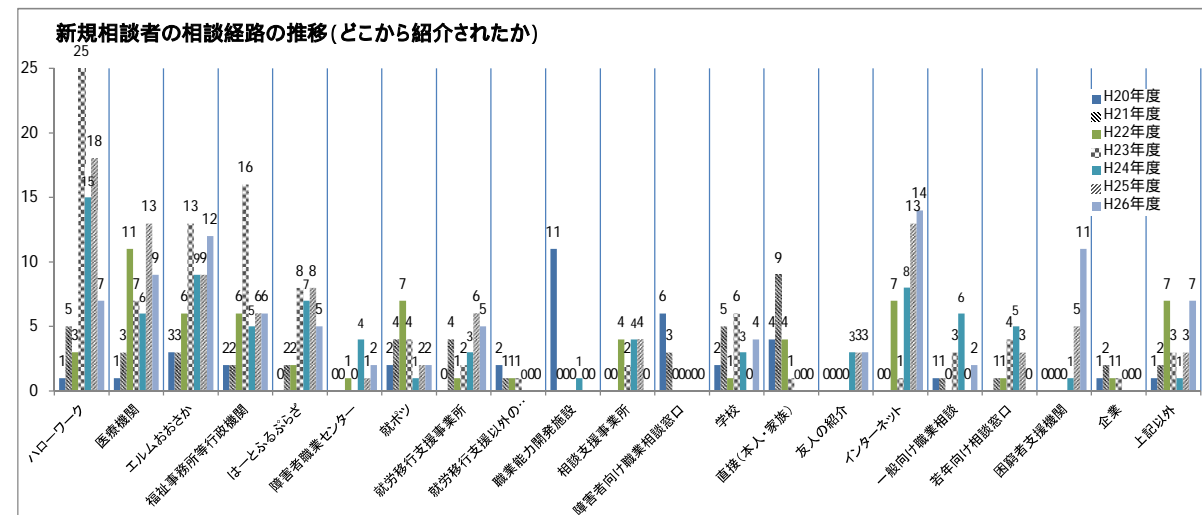
新規相談時の状況

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
求職中	22	27	35	65	48	58	56
在職中	15	11	13	19	19	22	17
障害者雇用	12	4	5	4	5	5	4
一般雇用	3	7	7	11	12	15	12
休職中(一般雇用)	0	0	1	3	2	2	0
A型事業所	0	0	0	0	0	0	1
在学中	0	9	13	12	12	11	13
高等学校	0	6	8	2	5	3	3
専門学校	0	0	2	1	1	4	1
高等専修学校	0	2	0	4	2	1	2
大学	0	1	3	4	4	2	7
特別支援学校	0	0	0	1	0	1	0
その他	0	0	2	1	3	3	3



相談経路(どこから紹介されたか)

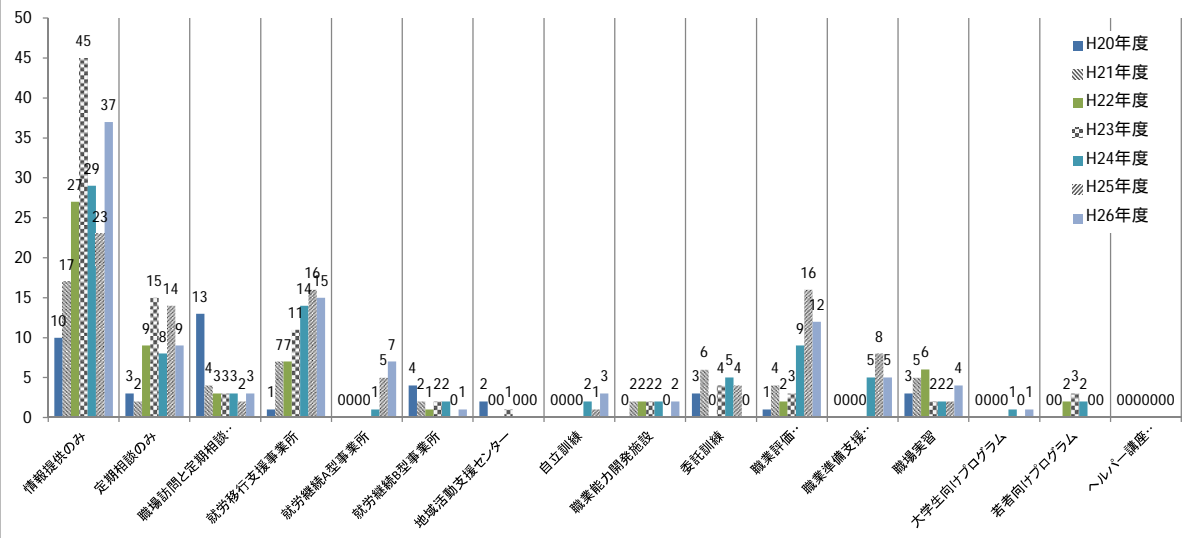
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
ハローワーク	1	5	3	25	15	18	7
医療機関	1	3	11	7	6	13	9
エルムおおさか	3	3	6	13	9	9	12
福祉事務所等行政機関	2	2	6	16	5	6	6
はーとふるぶらさ	0	2	2	8	7	8	5
障害者職業センター	0	0	1	0	4	1	2
就ボツ	2	4	7	4	1	2	2
就労移行支援事業所	0	4	1	2	3	6	5
就労移行支援以外の福祉サービス事業所	2	1	1	1	0	0	0
職業能力開発施設	11	0	0	0	1	0	0
相談支援事業所	0	0	4	2	4	4	0
障害者向け職業相談窓口	6	3	0	0	0	0	0
学校	2	5	1	6	3	0	4
直接(本人・家族)	4	9	4	1	0	0	0
友人の紹介	0	0	0	0	3	3	3
インターネット	0	0	7	1	8	13	14
一般向け職業相談	1	1	0	3	6	0	2
若年向け相談窓口	0	1	1	4	5	3	0
困窮者支援機関	0	0	0	0	1	5	11
企業	1	2	1	1	0	0	0
上記以外	1	2	7	3	1	3	7



どんな社会資源につながったか(各年度末の状況)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
情報提供のみ	10	17	27	45	29	23	37
定期相談のみ	3	2	9	15	8	14	9
職場訪問と定期相談(初回相談時に在職中の人)	13	4	3	3	3	2	3
就労移行支援事業所	1	7	7	11	14	16	15
就労継続A型事業所	0	0	0	0	1	5	7
就労継続B型事業所	4	2	1	2	2	0	1
地域活動支援センター	2	0	0	1	0	0	0
自立訓練	0	0	0	0	2	1	3
職業能力開発施設	0	2	2	2	2	0	2
委託訓練	3	6	0	4	5	4	0
職業評価	1	4	2	3	9	16	12
職業準備支援	0	0	0	0	5	8	5
職場実習	3	5	6	2	2	2	4
大学生向けプログラム	0	0	0	0	1	0	1
若者向けプログラム	0	0	2	3	2	0	0
ヘルパー講座	0	0	0	0	0	0	0

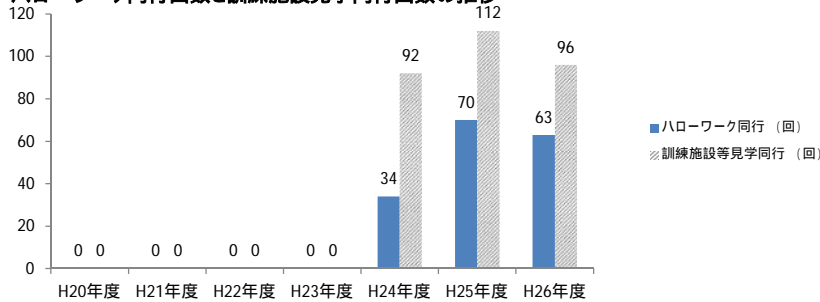
どんな社会資源につながったか(各年度末の状況)



ハローワーク同行の回数と、訓練施設見学同行の回数

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
ハローワーク同行(回)	-	-	-	-	34	70	63
訓練施設等見学同行(回)	-	-	-	-	92	112	96

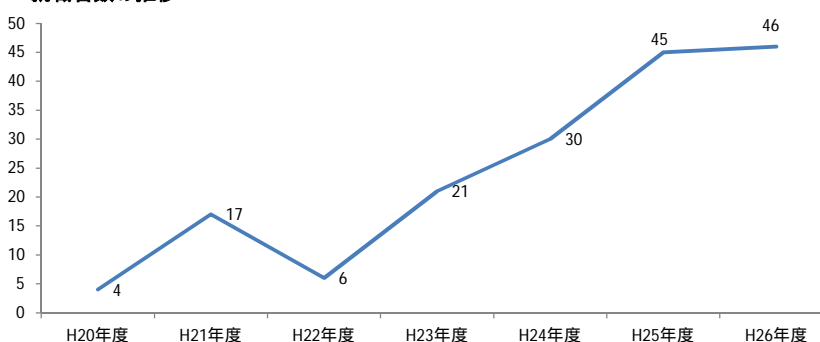
ハローワーク同行回数と訓練施設見学同行回数の推移



就職者数

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
就職者(人)	4	17	6	21	30	45	46

就職者数の推移



コラム

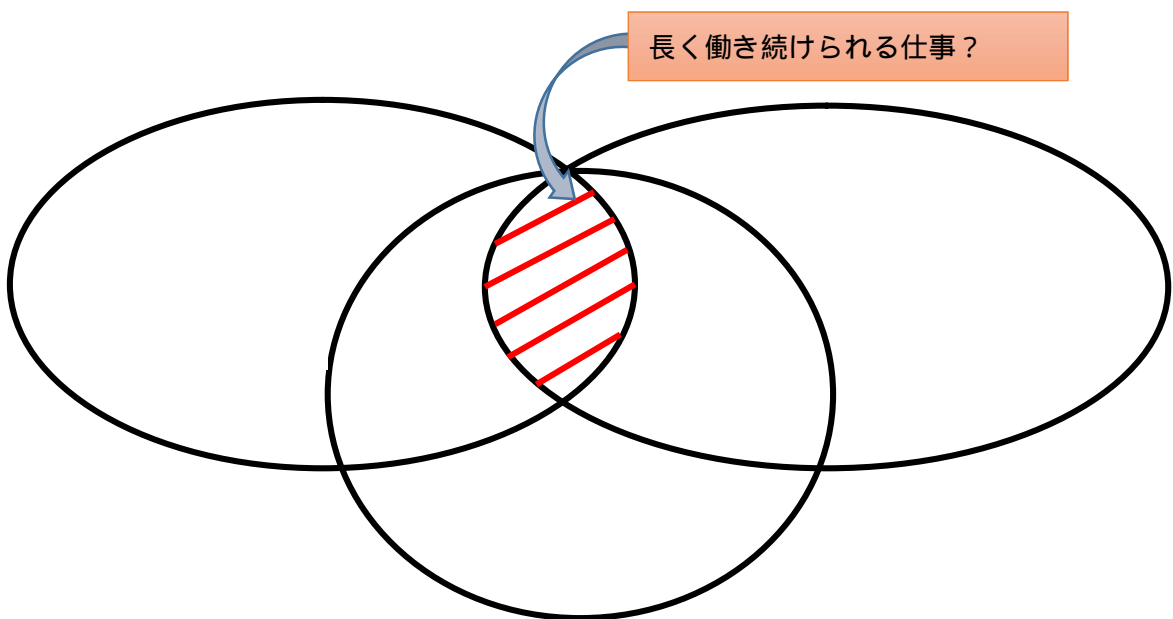
<得意な仕事、苦手な仕事、企業が求める仕事、長く働き続ける仕事>

自分に合った、長く働くことができる仕事って一体どんな仕事なのでしょう？

就労移行支援事業所に通所していた K さん（23 歳男性 広汎性発達障がい 精神障がい者保健福祉手帳 2 級）は、「早く就職したい」という気持ちがとても強く、ハローワークで障がい者求人に何社も応募しました。K さんが応募していたのは、月給 25 万円以上の会社で、営業職（事務）や銀行事務、システムエンジニア等の求人でした。しかし、応募結果は不採用。落ち込むことが続きました。

K さんは、就労移行支援事業所の訓練プログラムで体験した企業実習で、「手先が器用で作業スピードが速い」ということをほめられました。一方で来客対応や想定外の質問に答えるといった「その場に応じたコミュニケーション」については混乱したり、注意を受けた K さん。この経験やスタッフとのふり返りを通して、「求人に応募しても不採用が続いているのは、苦手なコミュニケーションが特に必要な仕事だからかな」と思い始めました。そして、ほめられている「手先が器用で作業スピードが速い」ということを活かせる仕事のことを就労移行支援事業所、コーディネーター、ハローワークに相談するようになっていきました。

現在、K さんは障がい者雇用で紙器製造会社の契約社員として働いています。作業工程を分割してスケジュール化してもらい、視覚的に仕事の手順や見通しをたてる配慮を受けています。お給料は希望の 25 万円より少ないですが、作業は器用でスピードも速く、戦力として会社の上司や同僚から仕事を任されること、信頼されていることが嬉しくてやりがいを感じています。報告や連絡が必要な苦手作業もありますが、これからも長く働き続けたいと話しています。



ケース1 Aさんの道のり「長く働き続けるための支援（職場定着支援）」

Aさんの傾向
 ・意思表示することが極端に少ない。聞かれたことに頷く程度。
 ・感情が表情から読み取れない。
 ・周囲の状況に合わせてたり、相手の気持ちを考えた行動が難しい。

経過		各機関の関わり							
		精神科	ハローワーク	企業	就業・生活支援センター	大阪障害者職業センター			
障がい者就労支援につながるまで		小学校時に発達障がい疑いで精神科を受診。発達障害の診断を受ける。							
	障がい者就労支援につながる 4年前	大学に入学する。 精神保健福祉手帳2級の交付を受ける。							
	障がい者就労支援につながる 6ヶ月前	大学より企業へ1週間の体験実習。 卒業後、契約社員として内定する。							
定着支援	支援開始	ハローワーク、大阪市障がい者就業・生活支援センターで相談。							
	支援開始から 6ヶ月後	月に1回の来所面談、障害年金の申請。							
	支援開始から 7ヶ月後	6ヶ月を経過する頃に母へ会社から連絡がある。 「来年の契約更新が難しい」							
		ハローワーク、大阪市障がい者就業・生活支援センターの会社訪問。							
	支援開始から 8ヶ月後	企業のニーズ（困っていること）を本人、家族と課題整理。							
		大阪障害者職業センターで「職業評価」を受ける。							
	支援開始から 9ヶ月後	ジョブコーチ支援の開始。							
～現在	契約更新へ。								

ポイント
 ・就職する前に、就職準備のトレーニングをする機会がなかった人への対応。
 Aさんは働くための基本的なことを学習できておらず、就職後に問題がでてきている。
 ・問題が発生したとき、就ボツでの相談から職場訪問、障害者職業センターのジョブコーチ支援につながった。
 ・就職の前に就職準備のためのトレーニングをうけていても、職場環境や人の変化により問題が出てくる場合もある。
 企業にも継続した職場定着のための支援が必要である。

ケース1 「長く働き続けるための支援（職場定着支援）」

Aさん 20代男性 広汎性発達障害 精神保健福祉手帳2級

1. Aさんの傾向

- ・意思表示することが極端に少ない。聞かれたことに頷く程度。
- ・感情が表情から読み取れない。
- ・周囲の状況に合わせたり、相手の気持ちを考えた行動が難しい。

2. 障がい者就労支援につながるまで

小学校当時から集団に馴染まないことから、精神科を受診し発達障がいの診断を受けていた。進学する度に障がいのあることを伝えて通学しており、連絡事項がある場合は、学校と母親がやり取りをしていた。大学からの就職活動についても、大学から紹介を受けた会社に障がいのあることを伝えて、1週間の体験実習を踏まえて契約社員として雇用されることになった。大学としても就職後のサポートができないために、ハローワークと就業・生活支援センターへ定着支援の相談に至った。

3. 障がい者就労支援につながってから

Aさんとの定期的な面談

ハローワーク、就業・生活支援センターで月に1回の面談。

専門職（研究職）であり、実際の業務内容について、作業内容は不明なことが多い。

Aさんより、仕事は実習中と同じで特に困っていることはない。母が家で仕事について聞いても同じ答え。さすがに疲労感強い様子。出勤が辛そうに感じることはない。職場からの問い合わせ等もない。

母は、日常生活も1つ1つ教えなければいけないことから、職場でうまく仕事ができるか不安に思っており、周囲の従業員に迷惑になっていないか心配しているが、4か月を経過しても、大きな問題もない。何かあれば母と連絡を取り合うことにする。

障害年金の申請の結果、障害基礎年金2級の支給決定を受けた。

就職後6ヶ月が経過する頃、会社より母へ連絡があり、勤務態度から次年度の契約更新が難しいことが判明する。

ハローワーク、就業・生活支援センターの会社訪問。

会社が困っていること

- ・衛生面。トイレで排泄後も手洗いしない。その手でPCを触っている。体臭が強い。
- ・集中力が続かない。仕事中に居眠りがある。

- ・業務中に仕事に関係のないインターネットサイトを閲覧している。
- ・報告がないので、仕事の進捗状況が分からない。

注意・指導を会社として試みているが、うまくいっていないように思う。注意しても指示を理解できているのかが、表情や態度から読み取れない。従業員間で A さんに対して、不満がたまってきている。

企業のニーズ（困っていること）を A さん、家族と課題整理。

A さんは職場におけるルールの理解はあまりない様子。作業能力よりも、従業員間でのコミュニケーションが課題。職業評価を受け、ジョブコーチ支援の介入により改善を目指すことにする。睡眠リズムなどの在宅生活についても母と引き続き相談。

大阪障害者職業センターで「職業評価」を受ける。

- ・職業評価（作業）の場面では、報告・連絡など定型のことであればできていた。相手に伝わるような声の大きさの調整や詳細な説明、相談は難しい。口頭での指示理解については、概ね可能。指示書があればより確実に作業が出来ている。手作業の作業速度も遅くはないとの評価。
- ・A さんの衛生面に対する意識がない。体臭なども確かにあるが、周囲に迷惑になっていることを認識することは難しい。

ジョブコーチ支援の開始

職業評価をふまえて、課題解決に向けた取り組みを会社へ提案。口頭では十分なコミュニケーションは難しいが、紙媒体の指示書のやり取りは可能。職場内で定期報告のため業務日誌と、メモ用紙を加工したメッセージツールを使用。視覚的な支援を行いながら、A さんの作業の進捗状況などを共有する。作業が終われば、次の作業の指示を相談できることで、手持ち無沙汰になることを防ぐ。

A さん・家族・人事・現場担当者・支援者が定期的に集まり、それぞれに分からないことや、障がい特性などで職業課題となっていることを整理するための勉強会を月に 1 回開催する。居眠りなどは、夜中にゲームをして就寝時間が遅くなっていることが原因。母が定時になると就寝まで見守りをしている。

契約更新へ

- ・定期的にジョブコーチ、就ポツのワーカーが職場訪問。家族も含めて、月に 1 回の勉強会の実施。結果、職場、家族、支援者ともに A さんの理解がすすんだことで、継続雇用となった。

ケース2 Bさんの道のり 「試行錯誤しながら自己理解。そしてサポートを受けながら一人暮らしへ」

- Bさんの傾向
- ・コミュニケーションが一方的。
 - ・いろいろなこだわりが強い。
 - ・周りから障がい者と思われたくない。

経過			各機関の関わり									
			ホームレス支援	生活保護更生施設	精神科	就業・生活支援センター	ハローワーク	委託訓練	企業	障がい者相談支援センター	ヘルパー	
障がい者就労支援につながるまで	障がい者就労支援につながる 1年6ヶ月前	ホームレス巡回相談員に声をかけられる。 自立支援センター入所 6カ月で就労自立できず。	↓									
	障がい者就労支援につながる 1年前	生活保護更生施設へ入所。		↓								
	障がい者就労支援につながる 6ヶ月前	精神科を受診。 発達検査を受け、広汎性発達障がいの診断を受ける。			↓							
	障がい者就労支援につながる 1ヶ月	精神保健福祉手帳（3級）の交付を受ける。										
職業準備	支援開始	大阪市障がい者就業・生活支援センターで相談。										
	支援開始から 1ヶ月後	ハローワーク障がい窓口で登録。 「委託訓練」受講の申込みをする。										
	支援開始から 2～4ヶ月後	委託訓練（2ヶ月） 倉庫内ピッキング、機械組み立て作業。						↓				
就職活動	支援開始から 5ヶ月後	ハローワークの一般窓口で就職活動。										
	支援開始から 6ヶ月後	派遣会社へ登録する。										
	支援開始から 11ヶ月後	ハローワークの一般求人就職する。										
	支援開始から 1年1ヶ月後	離職する。										
	支援開始から 1年6ヶ月後	ハローワーク障がい窓口で就職活動。 企業体験実習。										
自立生活支援	支援開始から 1年8ヶ月後	障害基礎年金2級の支給決定を受ける。		↓								
	支援開始から 2年後	施設を就労自立、地域で一人暮らし。										
	支援開始から 2年3ヶ月後～現在	計画相談支援 居宅生活支援 金銭管理支援の開始。								↓	↓	↓

- ポイント
- ・Bさんは発達障がいを理解し受容しているわけではない。障害者手帳を持っていることについても納得はしていない。
 - ・いろいろな支援者がかかわりながら、実際の体験を通して、自分が「困っていること」を相談できることに気付いてもらった。
 - ・現在では、障害福祉サービスや金銭管理支援等を受けながら就労し、地域生活を送っている。

ケース2 「試行錯誤しながら自己理解。そしてサポートを受けながら一人暮らしへ。」

Bさん 20代男性 広汎性発達障害 精神保健福祉手帳3級

1. Bさんの傾向

- ・コミュニケーションが一方的。
- ・いろいろなこだわりが強い。
- ・周りから障がい者と思われたくない。

2. 障がい者就労支援につながるまで

家族と死別し、仕事を求めて他府県から来阪する。インターネットカフェで寝泊まりしていたが、ホームレス巡回相談員に声をかけられて、自立支援センターに入所する。仕事が見つけれず、生活保護更生施設へ措置入所となる。そこで、施設職員から発達障がいの疑いについて指摘があり、精神科を受診。広汎性発達障がいの診断を受ける。精神保健福祉手帳の交付を受け、施設職員に促されて就業・生活支援センターに相談するに至った。

3. 障がい者就労支援につながってから

就業・生活支援センターでの相談

自分では障がい者手帳を取得したが、障がい者と思われたくない。障がい者雇用で働くことが、どういうことか分からない。自分に合う仕事分からない。

ハローワーク障がい者窓口で登録。

どのような仕事に向いているのかを整理するために、委託訓練を受けることになる。

委託訓練(2ヶ月)倉庫内ピッキング、機械組み立て作業。

定型の反復作業が得意。作業手順へのこだわりが強い。途中変更に戸惑うことがあった。

周囲の物音に過敏。気になってしまい集中を持続することが難しい。

こだわりによる作業スピードやコミュニケーションの課題解消について、就労移行支援事業所通所の提案をするも、必要と感じなかった。

ハローワークの一般窓口で就職活動

応募の際に障がいのあることを伝えることにも抵抗がある。障がいのあることを伝えて応募すると採用してくれる会社が少ないと思ったため。障がいを伝えたくないの、支援者に相談せず一般求人に応募していくことになる。

派遣会社へ登録

派遣先の仕事が難しい。1週間ほどで辞めることが続く。

就職

ハローワーク一般窓口で紹介された工場内作業で就職が決まる。オペレーション機械を使用したライン作業で正社員採用。基本操作は試用期間で覚えなければいけない。障がいのあることは伝えていなかった。

離職

作業工程を覚えられないことで、注意・叱責されることが続く。オペレーション機械を動かすことと、ラインでの同時作業が難しい。スピードも求められるのが辛いと感じていた。結果、解雇されることになる。

苦手なこと、同時作業とスピードを求められることについて。

障害者雇用で配慮がある仕事が良いのではと感じるようになった。

ハローワーク専門援助部門で就職活動、体験実習

- ・ 障害者雇用でクリーニング衣類の包装作業で求人に応募。

就ポツとハローワーク相談員との面接同行。定型作業で、実際に体験実習させてもらう。

丁寧な作業が評価されパート採用となる。

会社に配慮いただいた点

- ・ 工場内で有線放送がかかっていたが、流行音楽が流れていると嫌な気持ちになり落ち着かないため、他従業員の了解の上、放送はかけないようにしてもらった。
- ・ 繁忙期には残業、閑散期には時短等、急な予定の変更が会社として多い職場。企業の担当者へは、あらかじめ、支援者へ大まかな予定を伝えてもらう。直接、Bさんへ伝えてもらう際には、簡単で良いので紙に書いて事前に変更点を伝えてもらえるように配慮。
- ・ 就ポツの1週間に1回の定期的な会社訪問で、職場定着に向けて相談していく。

施設を就労自立、地域で一人暮らし

障害基礎年金2級の支給決定を受けた。会社の近くでアパート暮らしをスタート。

物を片づけられないことや、調理が難しいことで日常生活が不安定となる。

自分のこだわりのあるお笑いのDVDを大量に購入するなど金銭管理が難しい。

障害福祉サービスの居宅介護と安心サポート事業（金銭管理）に申し込みをする。

計画相談支援、居宅生活支援、金銭管理支援の開始

- ・ 週3日のヘルパー支援
- ・ 1か月に1回の金銭管理支援
- ・ 障がい者相談支援事業所のモニタリング会議にて、関係者で情報の共有

ケース3 Cさんの道のり 「困窮者支援から障がい者雇用へ」

Cさんの傾向

- ・あまいな状況に置かれるとどう対応していいのかわからない、混乱する。
- ・何が適切な反応なのか判断に迷ってしまい、自分の思いや考えをうまく伝える事に難しさを感じている。
- ・自分の力以上に頑張りすぎてしまい、失敗して自信を無くしてしまうという悪循環がある。

経過		各機関の関わり					
		生保	困窮者	就ボツ	就労移行	委託訓練	職業C
障がい者就労支援につながるまで		家庭の事情で高校を中退し就職。 会社の倒産や体調不良、職場の人間関係、 家族関係などが原因で、離転職を繰り返しながら全国を転々とする。					
	障がい者就労支援につながる 3年前	仕事を探すために大阪に来る。 貧困ビジネスに声をかけられ、生活保護を申請する。					
	障がい者就労支援につながる 2年前	生活の様子や、仕事が見つからないことなどから 生活保護のケースワーカーが心配し、 困窮者支援機関につながる。					
	障がい者就労支援につながる 1年前	困窮者支援機関の就労支援を受ける。 医療機関につながり、発達障がいの診断を受ける。 障害者手帳を取得する。					
職業準備	支援開始	困窮者支援機関から就ボツに支援の依頼がある。					
	支援開始から 3ヶ月後	就ボツに併設している就労移行を体験利用する。					
	支援開始から 4ヶ月後	ハローワーク専門援助部門にて求職登録。 スキルアップのために「委託訓練」受講の申込みをする。					
	支援開始から 5ヶ月後	「委託訓練」(3ヶ月間)受講開始。 ・パソコン(エクセル・ワード)の勉強					
	支援開始から 6ヶ月後	訓練受講生間のトラブルが発生する。					
	支援開始から 7ヶ月後	大阪障害者職業センターで「職業評価」を受ける。					
	支援開始から 8ヶ月後	大阪障害者職業センターの「職業準備支援」(2ヶ月間)を受講する。					
	支援開始から 9ヶ月後	障害基礎年金を申請する。					
就職活動	支援開始から 11ヶ月後	ハローワークに通い、障害者求人に応募する。 合同企業面接会に参加する。					
		A社 職場実習 ジョブコーチ支援開始					
定着支援	支援開始から 1年後	A社 採用 障害基礎年金の受給決定の通知がくる。					
	支援開始から 1年3ヶ月後	生活保護を卒業する。 お給料と障害基礎年金を合わせると、生活保護以上の月収となる。					
	～現在	定着支援					

ポイント

- ・Cさん本人が「変化したい」「成長したい」と努力を続けた。
- ・Cさんが自分の思いを発信しやすいように、定期的な面談の機会を作らせた。
- ・困窮者支援機関、就ボツ、障害者職業センターが役割分担し、こまめに情報共有をすることで、必要なタイミングや場面でCさんをサポートすることができた。

ケース3 「困窮者支援から障がい者雇用へ」

Cさん 30代男性 広汎性発達障害 精神保健福祉手帳2級

1. Cさんの傾向

- ・あいまいな状況に置かれるとどう対応していいのか困惑し、混乱する。
- ・何が適切な反応なのか判断に迷ってしまい、自分の思いや考えを周りの人に伝える事に難しさを感じている。
- ・自分の力以上に頑張りすぎてしまい、失敗して自信を無くしてしまうという悪循環がある。

2. 障がい者就労支援につながるまで

Cさんは、家庭の事情で高校を中退し就職したが、会社の倒産や体調不良、職場の人間関係、家族関係などが原因で離転職を繰り返しながら全国を転々とする。仕事を探すために大阪に来た時に貧困ビジネス業者に声をかけられ、生活保護を申請することになる。数か月後、生活保護のケースワーカーが、Cさんの生活の様子や、仕事が見つからないことなどの状況を心配し、困窮者支援機関に連絡を取ってくれたことが支援につながるきっかけとなった。

困窮者支援機関の就労支援を受ける中で、スタッフが発達障がいを疑い、職業適性検査を受けたところ、発達障がいの傾向を指摘され、医療機関を受診し「広汎性発達障害」の診断が出る。その後、精神保健福祉手帳を取得する。

3. 障がい者就労支援につながってから

困窮者支援機関から就ポツに支援の依頼がある。

Cさんは、困窮者支援機関のスタッフと一緒に、障がい者手帳を取得後、就職に向けてどう動いていけばいいのかという相談に来る。

就ポツに併設している就労移行支援事業所を体験利用する。

Cさんがどれくらい何ができるのかを確認するために、就労移行支援事業所を2週間程度体験する。ここで以下のことが確認できた。

- ・遅刻・早退・欠勤なく来ることが出来る
- ・仕事に真面目に取り組むことが出来る

ハローワーク専門援助部門にて求職登録。

Cさんがスキルアップのためにパソコンを勉強したいと希望したので、ハローワークで「委託訓練」受講の申込みをする。

「委託訓練」(3ヶ月間)受講開始。

訓練受講生間のトラブルが発生する。

欠席が続くようになり、不審に思った就ポツの担当者がCさんに話を聞いたところ、他の受講生に嫌がらせをされて悩んでいたことが分かる。受講生との関係が悪化しており、同じ場所での訓練が難しい状態であったため、新しい場所で仕切り直しをすることになる。

大阪障害者職業センターで「職業評価」を受ける。

職業評価を受けた目的は以下のとおり。

- ・出来る事、出来ない事を客観的に整理する
- ・就職までに身に付けるべきことを整理する

評価の結果、困ったことを発信できないことが課題であると指摘を受ける。

大阪障害者職業センターの「職業準備支援」(2ヶ月間)を受講する。

困った時に相談する力を身に付けることを目的に受講。訓練には真面目に通い、苦手なことにも挑戦しようという意欲が見られ、周囲からの評価もとても良いものであった。

障害基礎年金を申請する。

ハローワークに通い、障害者求人に応募する。

職業準備支援受講と就職活動を並行して行う。合同企業面接会にも参加する。

A社 職場実習

A社にて、採否決定前に体験実習をさせてもらうことになる。

A社 採用

体験実習での評価はとてもよく、Cさんも「できると思う」と前向きだったため、採用が決まる。定着支援として以下のことを実施した。

- ・ジョブコーチの定期的な職場訪問(障害者職業センター)
- ・医療機関の同行(就ポツ・困窮者支援機関)
- ・生活面でのフォロー(就ポツ・困窮者支援機関)

障害基礎年金の受給決定の通知がくる。

生活保護を卒業する。

給料と障害基礎年金を合わせると、生活保護以上の月収となったため。

定着支援

引き続き定着支援を実施し、困った時にいつでも介入できる体制を作っている。

ケース4 Dさんの道のり 「職場復帰に向けた取り組み」

Dさんの傾向

- ・自分の知識を他人に説明することは得意
- ・「どう思う?」「なんでこんなことになったか説明しなさい」といった質問には答えられない。
- ・目の前ことへの対処は出来るが、先回りした対応は自分の判断ではできにくい。
- ・大声で感情的に怒られると萎縮する。
- ・怒られるのが怖いので、理解していなくても「はい」という返事や、わかっているような態度をとってしまう。

経過		各機関の関わり							
		企業	就ボツ	職業C	就労移行	継続A	実習先		
就労支援につながるまで	障がい者就労支援につながる 8ヶ月前	高校を卒業 成績は中ぐらい。おとなしい性格。 学生時代に困ることは特になかった(本人・両親談)							
	障がい者就労支援につながる 7ヶ月前	就職 高校に来た求人に応募し、第一希望の会社に就職する。 半年間の新人研修は座学が中心で特に困ることはなかった。							
	障がい者就労支援につながる 3ヶ月前	現場(接客業務)に配属 上司に確認せず自己判断で行動したことが、大きなトラブルに。 毎日会議室で反省文を書かされるが、全く書けなかったため、 「やる気がない」と思われてしまう。							
	障がい者就労支援につながる 2ヶ月前	会社から家族に連絡が入る 退職を勧められる。 本人は業務を外され、会議室出勤。							
	障がい者就労支援につながる 1ヶ月前	家族が若者支援機関に相談する 発達障害の疑いを指摘され、相談機関を紹介される。							
定着支援	支援開始	就ボツでの相談 ・困窮者支援機関のスタッフと一緒に相談に来られる。 ・障害者雇用枠での就職を希望。 ・自分に何が向いているのかわからないという相談							
	支援開始から 2ヶ月後	会社から、子会社への異動を提案される。 子会社を見学するが、Dさんは見学後、異動を拒否。その後、会社から 他部署 (事務補助、職員への窓口対応)への異動の提案があり、本意ながら 職業評価後の「拡大ケース会議」							
	支援開始から 6ヶ月後	・支援のイメージがつかみにくく、必要性を感じないとの感想。 ・自分で就職活動をしていく、とのこと。							
復職支援	支援開始から 1年6ヶ月後	うつ症状のため休職。							
	支援開始から 1年11ヶ月後	大阪障害者職業センターで相談 ・職業評価を受け、自分のことを客観的に整理してもらう。							
	支援開始から 2年6ヶ月後	大阪障害者職業センターで復職に向けた準備 ・2か月間の職業準備支援を受講する。							
	支援開始から 3年1ヶ月後	就労移行支援事業所で体験実習 ・実際の業務に近い環境(事務職)でリハビリをする。							
	支援開始から 3年9ヶ月後	復帰前の試験的な出勤(4週間の予定) ・業務がこなせず、途中で出勤できなくなる。 ・Dさんから「自分に足りないのは接客する力だと気付いた」							
	支援開始から 4年1ヶ月後	就労継続A型事業所で体験実習 ・不特定多数の来客対応を中心に経験を積む							
	支援開始から 4年4ヶ月後	飲食店で実習 ・不特定多数の来客対応を中心に経験を積む							
	支援開始から 4年7ヶ月後	復帰前の試験的な出勤(4週間) ・決められた期間出勤することが出来、職場から復帰の許可が出る							
支援開始から 4年8ヶ月後	職場復帰								

ポイント

- ・本人には、仕事でやっている内容と訓練内容は全く別物で、訓練と仕事に関連があるとは思えなかった。そのため訓練を拒否していた。
- ・経験や体験 振り返りを積み重ねることで、本人の中で気付きがあり、変化があった。
- ・自分に足りないものに気付いてからの本人の成長、変化は素晴らしかった。

ケース4 「職場復帰に向けた取り組み」

Dさん 20代男性 広汎性発達障害 精神保健福祉手帳2級

1. Dさんの傾向

- ・自分の興味のある分野の知識を語ることは得意である。
- ・「あなたの考えを述べなさい」「なんでこんなことになったか説明しなさい」という質問には答えられない。
- ・目の前ことへの対処は出来るが、先回りした対応は自分の判断ではできにくい。
- ・大声で感情的に怒られると萎縮する。
- ・怒られるのが怖いので、理解していなくても「はい」という返事や、わかっているような態度をとってしまう。

2. 障がい者就労支援につながるまで

Dさんは、おとなしく温和な性格で、成績は学年の中ぐらい。学生時代に困ることは特になかった。高校在学中に、学校に来た求人に応募し、第一希望の会社に就職する。

採用後の新人研修（半年間）は座学が中心で、この時も特に困ることはなかったが、新人研修が終わり、現場（接客業務）に配属され、Dさんが上司に確認せず自己判断で行動したことが大きなトラブルの原因となる。上司から「なぜこんなことになったのか説明しなさい」と言われても答えられず、会議室で反省文を書かされることになったが、全く書けなかったため「反省していない」「やる気がみられない」と思われてしまう。「反省文が書けるまでは現場に出せない」という会社判断で、毎日会議室に出勤するが、反省文は書くことが出来なかった。この状態が数か月続いたため、困った会社から家族に連絡が入り、退職を勧められることに。

驚いた家族は、まず若者支援機関に相談。担当者から発達障がいの疑いを指摘され、発達障がいの相談機関（発達障がい者支援センターエルムおおさか、大阪市障害者就業・生活支援センター）を紹介される。エルムおおさかでは医療機関を紹介され、受診する。

3. 障がい者就労支援につながってから

両親が就ポツに相談に来所

相談時は、会社には両親から「発達障害の可能性はある」と伝えており、Dさんに出来る仕事を社内で探してもらっている状況であった。

会社から、子会社への異動を提案される

接客業務はDさんには任せられないと判断した会社から、子会社（清掃業務）への異動

を提案があり、Dさんは子会社の見学をしたが「本社に残りたい」という思いが強く、異動を拒否する。

職業評価後の「拡大ケース会議」

Dさんより「支援のイメージがつかみにくく、必要性を感じない」との感想が出たこともあり、自分で就職活動をしていくことになる。

うつ症状のため休職

事務補助業務で約一年勤務したが、与えられている仕事をこなせないで、仕事をさせてもらえないという状態が続く。朝起きられない、ご飯を食べないという日が続くようになったため、主治医の判断で休職となる。

休職後に就ポツに連絡が入り、復帰に向けての相談を開始することになった。

大阪障害者職業センターで相談

就ポツから、職場復帰に向けて準備しておくことを整理するために、大阪障害者職業センターでの相談を提案する。大阪障害者職業センターでの相談の中で、就職までに身に付けるべきこと（職場のマナーなど）が身につけていなかった事がわかった。こういった事を改めて学ぶためにも、休職中にトレーニングを受けることを勧めるが、Dさんは必要性を感じられないという理由で拒否する。

大阪障害者職業センターで復職に向けた準備

就ポツでの相談や、主治医との相談を繰り返す中で障害者職業センターの「職業準備支援」を受講することになる。しかし、Dさんは「やらされている」「行かされている」という気持ちで受講しているのでなかなか身が入らず。受講中、Dさんから「実際の仕事とは全く違うことをやっても意味がない」という感想が聞かれ、実際の仕事に近い環境での訓練を提案することに。

就労移行支援事業所で体験実習

復帰後に担当する仕事に近い環境（事務作業、窓口対応）の訓練を行っている就労移行支援事業所で、体験実習をする。

復帰前の試験的な出勤（4週間の予定）

会社から就労移行支援事業所での体験実習の実績が認められ、復帰前の試験的な出勤をすることが認められる。職場に4週間出勤出来れば、職場復帰への手続きをすすめることが出来たが業務がこなせず、1週間で出勤できなくなる。

振り返り面談の中で、Dさんから「自分に足りない部分がわかった」との感想が聞かれ、

窓口で不特定多数の来客対応をする時にパニックになってしまった事がわかる。休職期間を延長して、この部分を訓練することになる。

就労継続 A 型事業所で体験実習

宿泊施設の受付業務を体験する。

飲食店で実習

不特定多数の来客対応を中心に経験を積む。

ここでは、調理の体験や、後輩の実習生への指導などを体験することも出来、どんどん D さんが生き生きしていく姿が見られる。

復帰前の試験的な出勤（4週間）

再度試験的な出勤に挑戦し、決められた期間出勤することが出来たので、職場から復帰の許可が出た。

職場復帰

ケース5 Eさんの道のり 「支援との付き合い方に悩みながら、障がい者雇用での就職を目指す」

Eさんの傾向
 ・断れない、困っても相談できない。
 ・自分の能力以上の仕事を引き受け、仕事をこなせなくなり、突然退職するというパターンを繰り返している。
 ・「こうあるべき」という思い込みが強い。
 ・気分の浮き沈みがある事は自覚しているが、自分の特徴や傾向については整理が出来きれていない。

経過		各機関の関わり					
		生保	困窮者支援	医療機関	就ボツ	HW	職業C
障害者就労支援につながるまで	生活保護の受給開始						
	障がい者就労支援につながる 1年10ヶ月前						
	職業カウンセリングセンターで職業適性検査を受ける ・発達障がいの傾向を指摘される						
	障がい者就労支援につながる 6ヶ月前						
職業準備	精神保健福祉手帳を取得する。						
	障がい者就労支援につながる 3ヶ月前						
	短期間の職業訓練を受講する(3ヶ月間) ・パソコンの資格(エクセル・ワード)を取得することが目的						
	支援開始						
	就ボツでの相談 ・困窮者支援機関のスタッフと一緒に相談に来る。 ・障害者雇用枠での就職を希望。 ・自分に何が向いているのかわからないという相談						
	支援開始から1ヶ月後						
	障害者職業センターで「相談」「職業評価」を受ける。						
	支援開始から2ヶ月後						
	職業評価後の「拡大ケース会議」 ・支援のイメージがつかみにくく、必要性を感じないとの感想。 ・自分で就職活動をしていく、とのこと。 ハローワーク専門援助部門で就職活動						
	支援開始から3ヶ月後						
半年間の期間限定の求人に応募し、採用になる							
就職活動	支援開始から10ヶ月後						
	障害者職業センターで「就職準備セミナー(発達障がい者対象)」受講 ハローワーク専門援助部門で就職活動						
	支援開始から1年2ヶ月後						
	障害者職業センターで「職業準備支援」受講 ・2か月間の職業準備支援を受講。						
定着支援	支援開始から1年4ヶ月後						
	「職業準備支援」終了前のケース会議 ・支援を受けることを「甘えている」と感じるとの感想。 ・就職活動をし、就職が決まればジョブコーチの活用も検討することを確認 ハローワーク専門援助部門で就職活動						
定着支援	支援開始から1年7ヶ月後						
	ハローワークの紹介で、社での面接 採用						
定着支援	支援開始から1年8ヶ月後						
	長く働き続けるための相談 ・ジョブコーチ支援を開始する。 ・ジョブコーチの職場訪問を「恥ずかしい」「みっともない」と悩む						
支援開始から1年10ヶ月後							
離職 転職							

ポイント
 ・経験や体験 振り返りを繰り返し、Eさんが自身の傾向に気づき、対策を考えていけるように関わった。
 ・それぞれの機関が情報共有し、役割分担しながらEさんに関わっている。
 ・障がい者就労支援を経験することで、支援が自分に必要なものかどうかを考える機会とした。

ケース5 「支援との付き合い方に悩みながら、障害者雇用での就職を目指す」

Eさん 50代男性 広汎性発達障害 精神保健福祉手帳3級

1. Eさんの傾向

- ・断れない、困っても相談できない。
- ・自分の能力以上の仕事を引き受け、仕事をこなせなくなり、突然退職するというパターンを繰り返している。
- ・「こうあるべき」という思い込みが強い。
- ・気分の浮き沈みがある事は自覚しているが、自分の特徴や傾向については整理が出来きれていない。

2. 障がい者就労支援につながるまで

他県生まれ。いろんな仕事を転々として来ており、借金が原因で地元を追われ大阪に来る。生活保護のケースワーカーから、借金整理や生活立て直しのために困窮者支援機関での相談を提案され、困窮者支援機関につながった。

気分の浮き沈みが大きいこともあり、精神科を受診し「うつ」の治療が始まる。また、今後の就職活動の参考にするためにと職業カウンセリングセンターで職業適性検査を受けられた結果、発達障がいの傾向を指摘される。その後、精神保健福祉手帳を取得、短期間の職業訓練（パソコンの資格取得が目的）を受ける。

3. 障がい者就労支援につながってから

就ボツでの相談

障害者枠での就職を考えていきたいということで、Eさんは困窮者支援機関のスタッフと一緒に相談に来る。

障害者職業センターで「相談」「職業評価」を受ける

Eさんは「これまでいろいろやってきたが、自分に何が向いているのかわからない」と悩んでいたため、自分のことをより客観的に知り、就職に向けた課題を整理するために「職業評価」を受けることになる。

職業評価後の「拡大ケース会議」

職業評価では、ルールに従って行う仕事得意であること、困っても相談が出来ないため、自己判断で仕事を進めミスをしてしまうことや一人で抱え込んでしまうことが課題として指摘を受ける。就職する前に、人とのやり取りについてのトレーニングを受けることを提案したが、Eさんは必要性を感じないということで、すぐに就職活動を開始すること

になる。また、Eさんから「支援というもののイメージがつかみにくく、何を支援してほしいかわからない」という意見も出る。

ハローワーク専門援助部門で就職活動

職業評価の結果はハローワークとも共有する。ハローワークの担当者は、その情報を踏まえて職業紹介をしてくれるので、Eさんは1人でハローワークに定期的に通う。

有期限（半年間）の求人に応募し、採用になる。

雇用期間が定められた求人に応募。短期間であり、期間が定められているので「働く練習」「力試し」という意味合いもあった。働いてみると、自分が困っていることをうまく周りに発信できず抱え込んでしまい、入浴や洗濯が出来なくなり、気持ちの落ち込みが強く出てしまう。

障害者職業センターで「就職準備セミナー（発達障がい者対象）」受講

雇用期間が終わり、次の仕事が見つかるまで期間を利用して就職準備セミナー（計5回）を受ける。受講後の振り返りでは、Eさんに「周りに気を遣いすぎて悩みを言い出せない、自己卑下するという傾向がある」と自覚が出てきた。

また「面接時に自分のことを説明できないので、自分の障がいについてももう少し整理したい」と希望が出るが、この時も「甘えたくないで、ジョブコーチの利用は考えていない。」と話す。

ハローワーク専門援助部門で就職活動

ハローワークで求人に応募する一方で、定期的に就ポツで面談し、面接のときに会社に自分の障害特性についてどう説明していくかを整理していく。

障害者職業センターで「職業準備支援」受講

Eさんから「より具体的に自分の障がい特性について整理したい」という希望が出たので、職業準備支援（2か月間の訓練）を受講する。障がい特性の整理、コミュニケーションのスキルアップなどに加えて、支援者の存在に慣れることも目的にし、受講。

障害者職業センターで、準備訓練終了前のケース会議

Eさんから「まだ、職場に配慮をお願いすることを『甘えている』と感じてしまう」との感想が聞かれたが、ジョブコーチ支援には少し興味も出てきたようで、就職活動をし、就職が決まればジョブコーチの活用も検討することを確認する。

ハローワーク専門援助部門で就職活動

ハローワークの紹介で、社での面接を受け、採用が決まる。

長く働き続けるための相談

会社側の希望もあり、採用と同時にジョブコーチ支援を開始。定期的にジョブコーチが職場訪問し、その状況を障害者職業センター、困窮者支援機関、就ポツで共有し、必要に応じて役割分担しながら E さんをフォローする。E さんには、困った時や悩む時、誰にでもいいので発信することを意識して取り組む様に話をする。

E さんは「早く一人前にならなければ」と自分にプレッシャーをかけ、自分で想定していたほど仕事が覚えられないことを悩み始める。また、ジョブコーチの職場訪問を「恥ずかしい」「みっともない」「周りの人たちに障害者だと思われるのがイヤだ」と悩み始める。そして、就職して一カ月経過した頃から、仕事を休むように。理由は、「ベテランのスタッフのようにテキパキ動けないので、仕事が出来ない人だと思われるのではないかと心配」、「ジョブコーチに行動を監視されているような気持ちになり苦痛」、「ジョブコーチが来ることによって、周りの人から自分のことを障害者だと思われるのがイヤ」というものだった。E さんの考え方が少しでも前向きになって仕事が続けられるように、何度か話し合いを重ね、ジョブコーチの職場訪問も中断したが、E さんの「退職したい」という気持ちは日に日に大きくなり、退職することになった。

退職 転職

退職後、E さんと支援機関（ハローワーク、障害者職業センター、困窮者支援機関、就ポツ）が集まり、今後の就職活動について話し合いをしました。選ぶ職種を見直すこと、ジョブコーチによる職場訪問は E さんが必要と思うまでは利用しないことを確認し、定期的にハローワークに通って求人に応募して行くことになりました。

現在 E さんは、別の会社（障害者雇用）で働いています。職場定着支援として行っているのは、E さんの仕事が休みの日や出勤前後に、E さんが一番気楽に話が出来る支援機関のスタッフと定期的に相談するということです。このような関係をつづけながら、E さんが困った時にいつでも必要な支援が開始できるように見守っています。

参 考 資 料

(相 談 先 一 覧)

センター所在地

1

とうぶ ちいせいたんとうしやう しやしやうぎやう せいかつしえん
東部地域障がい者就業・生活支援センター

〒543-0026
 おおさかし てんのうき とうじやう 4 ばん 17 号
大阪市天王寺区東上町4番17号
 (大阪市立中央授産場内)
 TEL 06-6776-7336 FAX 06-6776-7338

す お住まいのお近くのセンター
 までお問合せください。



2

よどがわ ちいせいしやう しやしやうぎやう せいかつしえん
淀川地域障がい者就業・生活支援センター

〒532-0013
 おおさか しよどがわ くまかわにし ちやうめ ぼん ごと
大阪市淀川区木川西4丁目5番40号
 (淀川暖気の苑内)
 TEL・FAX 06-6885-7911

3

ほくぶ ちいせいしやう しやしやうぎやう せいかつしえん
北部地域障がい者就業・生活支援センター

〒536-0003
 おおさか しよどがわ とうく いまひくみかみ ちやうめ ぼん ごと
大阪市城東区今福南1丁目2番24号
 (今福事業所内)
 TEL・FAX 06-6933-0737

4

せいぶ ちいせいしやう しやしやうぎやう せいかつしえん
西部地域障がい者就業・生活支援センター

〒552-0001
 おおさか しみなとく なみふけ ちやうめ ぼん ごと
大阪市港区波除5丁目8番9号
 (ほっとスペースぽると内)
 TEL 06-4393-3600 FAX 06-4393-3770

5

ちやうぶ ちいせいしやう しやしやうぎやう せいかつしえん
中部地域障がい者就業・生活支援センター

〒557-0061
 おおさか し にしなりの くさくさ ちやうめ ぼん ごと
大阪市西成区北津守3丁目6番4号
 (総合就労支援福祉施設にしなりWing内)
 TEL 06-4392-9089 FAX 06-4392-8710

6

なんせいぶ ちいせいしやう しやしやうぎやう せいかつしえん
南西部地域障がい者就業・生活支援センター

〒559-0023
 おおさか しすみの えく いざみ ちやうめ ぼん ごと
大阪市住之江区泉1丁目1番110号
 (大阪市職業指導センター内)
 TEL 06-4702-5757 FAX 06-6685-8064

7

なんぶ ちいせいしやう しやしやうぎやう せいかつしえん
南部地域障がい者就業・生活支援センター

〒547-0026
 おおさか しひらの くきれにし ちやうめ ぼん ごと
大阪市平野区喜連西6丁目2番55号
 (大阪市職業リハビリテーションセンター内)
 TEL 06-6704-7201 FAX 06-6704-7274

おおさか し ない いちらん
大阪市内ハローワーク一覧



めい しょう 名 称	かんかつくいき 管轄区域	しょうざい ち でん わ ぶもん 所在地 / 電話 (部門コード)
ハローワーク淀川 よどがわ	よどがわく ひがしよどがわく すいたし 淀川区・東淀川区・(吹田市)	よどがわくじゅうそうほんまち 淀川区十三本町 3-4-11 06-6302-4771 (43#)
ハローワーク梅田 うめだ	にしよどがわく このはななく ふくしまく 西淀川区・此花区・福島区・ きたく みやこしまく あさひく 北区・都島区・旭区	きたくうめだ おおさかえきまえだい 北区梅田 1-2-2 (大阪駅前第 2 ビル 16 階) 06-6344-8609 (43#)
ハローワーク大阪東 おおさかひがし	つるみく じょうとうく ちゅうおうく いちが 鶴見区・城東区・中央区 (一部)・ てんのうじく ひがしなりく いくのく 天王寺区・東成区・生野区	ちゅうおうく のうにんばし 中央区農人橋 2-1-36 ピップビル 1~3 階 06-6942-4771 (42#)
ハローワーク大阪西 おおさかにし	ちゅうおうく いちが みなとく にしく 中央区 (一部)・港区・西区・ たいしやうく なにわく 大正区・浪速区	みなとくみなみいおか 港区南市岡 1-2-34 06-6582-5271 (42#)
ハローワーク阿倍野 あべの	あべのく にしなりく すみのえく 阿倍野区・西成区・住之江区・ すみよし く ひがすみよし く ひらのく 住吉区・東住吉区・平野区	あべのくひみ さと 阿倍野区文の里 1-4-2 06-4399-6007 (45#)

※中央区については区内の管轄が大阪東と大阪西に分かれておりますのでご注意ください。詳しくは
 最寄りのハローワークにお尋ねください。

※各ハローワークとも、お電話でのお問い合わせについては音声ガイダンスが導入されています。
 障がい者窓口へのご相談の際は音声ガイドに従い部門コードを入力してください。

おおさか ふう ない しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん いちらん ふう ない か しょ
大阪府内の障害者就業・生活支援センター 一覧 (府内18ヶ所)

めい しょう 名 称	かつどう く いき 活動区域	しょざい ち れんらくさき 所在地・連絡先
おおさか し しょう 大阪市障がい者就業・生活支援センター	おおさか し 大阪市	おおさか し てんのう し く とうじょうちよう おおさか し りつちゅうおうじゅうさんじょうない 大阪市天王寺区東上町 4-17 大阪市立中央授産場内 TEL: 06-6776-7336 FAX: 06-6776-7338
きたかわ ち ひがししょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん 北河内東障害者就業・生活支援センター 支援センターさくら	だいたう し しじょうむてし 大東市 / 四條畷市 かたの し 交野市	だいたう し すえひろちよう し えん ない 大東市末広町 15-6 支援センターさくら内 TEL: 072-871-0047 FAX: 072-889-2365
さかいし しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん 堺市障害者就業・生活支援センター エマリス	さかいし 堺市	さかいし さかい おさひがおが なか まち さかいし りつげんこう ふくし かい 堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1 堺市立健康福祉プラザ4階 TEL: 072-275-8162 FAX: 072-275-8163
みなみかわ ち みなみしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん 南河内南障害者就業・生活支援センター	とんだげやし し かわ ち ながの し 富田林市 / 河内長野市 おおさか さ やま し こうなんちよう 大阪狭山市 / 河南町 たいし ちよう ち はやあかさわら 太子町 / 千早赤阪村	かわ ち ながの し にしの やまちよう 河内長野市西之山町 2-21 TEL: 0721-53-6093 FAX: 0721-53-6095
すいた しょう しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん すいた障がい者就業・生活支援センター Suitable	すいた し 吹田市	すいた し もとま ますに ぐう 吹田市元町 19-15 丸二ビル 102 号 TEL: 06-6317-3749 FAX: 06-4867-3030
たかつき しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん 高槻市障害者就業・生活支援センター	たかつき し しもとちよう 高槻市 / 島本町	たかつき し しろきたちよう 高槻市城北町 1-7-16 リーベン城北 2 階 TEL: 072-662-4510 FAX: 072-662-4700
や お かしわらしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん 八尾・柏原障害者就業・生活支援センター	や お し かしはらし 八尾市 / 柏原市	や お し がくおんじ 八尾市楽音寺 1-85-1 TEL: 072-940-1215 FAX: 072-943-0294
とよなか しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん とよなか障害者就業・生活支援センター	とよなか し 豊中市	とよなか し てらうち まるに りよく ち かい 豊中市寺内 1-1-10 ローズコミュニティ・緑地 1階 TEL: 06-4866-7100 FAX: 06-4866-7755
ひがしおおさか しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん 東大阪市障害者就業・生活支援センター J-WAT	ひがしおおさか し 東大阪市	ひがしおおさか し たかい だ もとま ち 東大阪市高井田元町 1-2-13 TEL: 06-6789-0374 FAX: 06-6789-2151
ひらかたし しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん 枚方市障害者就業・生活支援センター	ひらかた し 枚方市	ひらかた し いそじま もとま ち 枚方市磯島元町 21-10 TEL: 090-2064-2188(相談専用) FAX: 072-848-8911
みなみかわ ち きたしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん 南河内北障害者就業・生活支援センター	まつばらし ほびきの し 松原市 / 羽曳野市 ふじ いでらし 藤井寺市	ほびきの し しら どり みるいち 羽曳野市白鳥 3-16-3 セシル古市 102 TEL: 072-957-7021 FAX: 072-957-1604
ね や がわし しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん 寝屋川市障害者就業・生活支援センター	ね や がわし 寝屋川市	ね や がわし ね やみねみ りゅうこうがくえん まごころ かい 寝屋川市寝屋南 2-14-12 隆光学園真心ハウス 3階 TEL: 072-822-0502 FAX: 072-812-5247
せんしゅうなかしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん 泉州中障害者就業・生活支援センター	きわ だし かいづかし 岸和田市 / 貝塚市	かいづか し はたなか 貝塚市畠中 1-3-10 TEL: 072-422-3322 FAX: 072-433-9923
いばらき せつ しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん 茨木・摂津障害者就業・生活支援センター	いばらき し せつ し 茨木市 / 摂津市	せつ し ころる えん せつ し しょうがいしゃ しょう ごう し えん ない 摂津市香露園 34-1 摂津市障害者総合支援センター内 TEL: 072-664-0321 FAX: 072-664-0322
きたかわ ち にししょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん 北河内西障害者就業・生活支援センター	もりぐち し かど まし 守口市 / 門真市	もりぐち し ひよちよう もりぐち しょうがいしゃ こうれい しゃこうりゅうかいかん かい 守口市日吉町 1-2-12 守口市障害者・高齢者交流会館 4階 TEL: 06-6994-3988 FAX: 06-6994-3988
せんしゅうきたしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん 泉州北障害者就業・生活支援センター	いづみおつ し いづみ し 泉大津市 / 和泉市 たかいし し たどおかちよう 高石市 / 忠岡町	いづみ し ひちゅうちよう いづみ かい 和泉市府中町 1-8-3 和泉ショッピングセンター 2 階 TEL: 0725-26-0222 FAX: 0725-26-0031
せんしゅうみなみしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん 泉州南障害者就業・生活支援センター	いづみさ の し せんなん し ほんなん し 泉佐野市 / 泉南市 / 阪南市 くまどりちよう たしりちよう みさきちよう 熊取町 / 田尻町 / 岬町	いづみさ の し しもかわらや いづみさ の し りつほくぶ しみんこうりゅう ほんかん 泉佐野市下瓦屋 222-1 泉佐野市立北部市民交流センター本館 TEL: 072-463-7867 FAX: 072-463-7890
とよ の きたしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん 豊能北障害者就業・生活支援センター	いげ だし みのお し 池田市 / 箕面市 とよ の ちよう の せちよう 豊能町 / 能勢町	みのお し いな しゅうろう し えん かい 箕面市稲 1-11-2 ふれあい就労支援センター 3 階 TEL: 072-723-3818 FAX: 072-723-8803